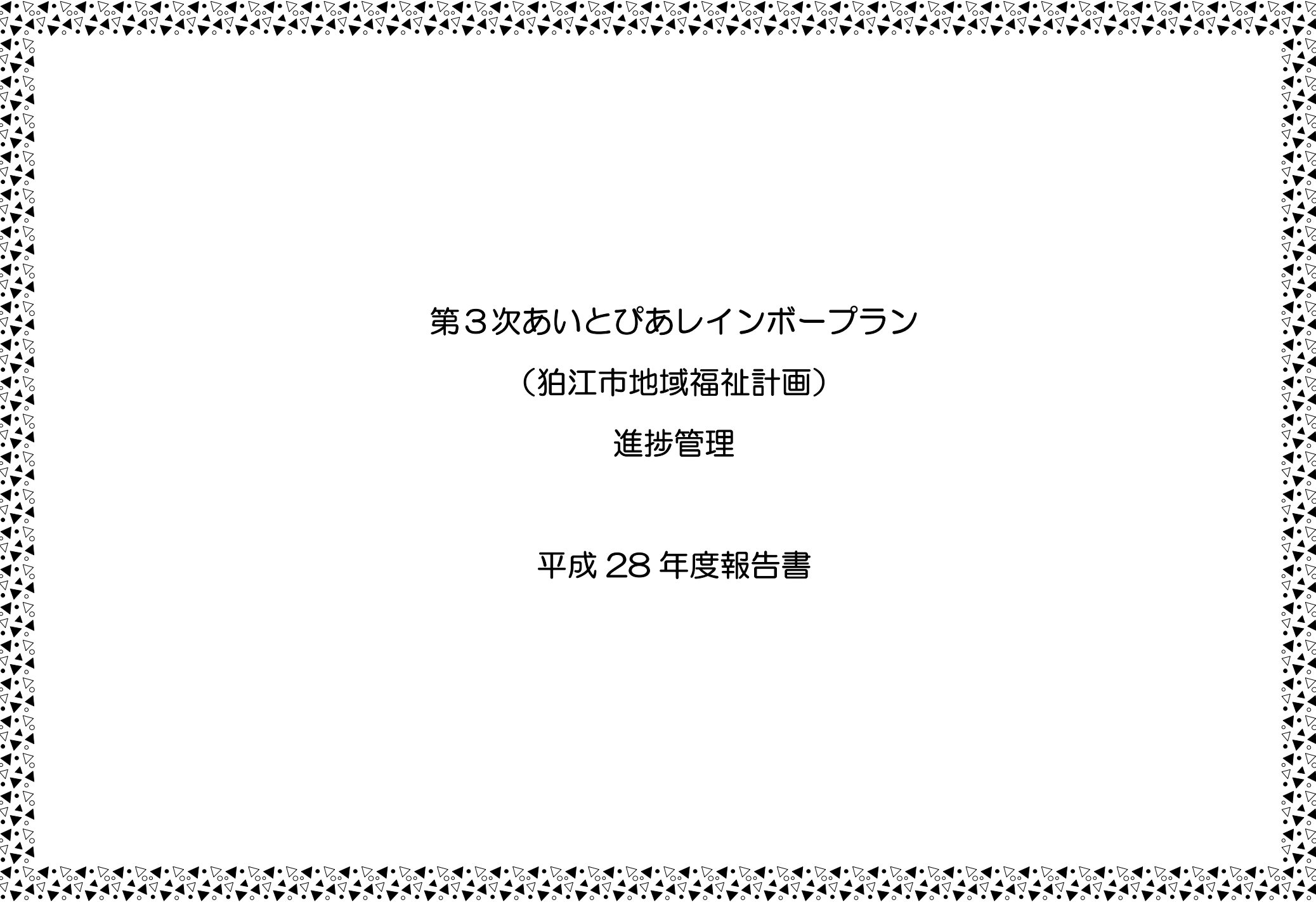




第3次あいとぴあレインボープラン

(狛江市地域福祉計画)

進捗管理

平成 28 年度報告書

目次

序章	はじめに		
1	進捗管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	本報告書の構成	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	進捗評価の方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	進捗評価の流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第1章	進捗状況シート		
1	進捗状況シート(平成28年度末現在)	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	対象者別計画上の取組内容対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第2章	平成29年度末までの取組予定シート	・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第3章	今後の取組み		
1	評価結果のまとめ	・・・・・・・・・・・・・・・・	79
2	取組みの推進に向けて	・・・・・・・・・・・・・・・・	80

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、平成 24 年 3 月に第 3 次あいとぴあレインボープラン（狛江市地域福祉計画）（以下「本計画」という。）を策定し、「人がやさしい、人にやさしい、あいとぴあ狛江」を基本理念とし、この基本理念を踏まえた 3 つ施策の体系を設定し、市民福祉の基本理念の実現のため、市民の人権の尊重という観点に立ち、地域福祉の推進を市民と一体となって取り組む必要があります。

そこで、本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組み状況について、狛江市福祉基本条例第 26 条第 1 項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。

2 本報告書の構成

（1）進捗状況シート

① 進捗状況シート（平成 28 年度末現在）

本計画の 3 つの重点施策と基本理念を踏まえた 4 つの施策の体系を支える施策の方向性ごとに平成 28 年度末までの取組み、課題及び評価を記載します。また、狛江市市民福祉推進委員会からいただいたご意見を示し、次年度の施策の実施に反映させていきます。

② 対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性に関する事業の中には、対象者別計画である高齢者保健福祉計画及び障害者計画上に位置づけられている施策の事業と重複するものがあり、このような取組みについては、高齢者保健福祉計画進捗管理平成 28 年度報告書及び障害者計画進捗管理平成 28 年度報告書において、それぞれ進捗評価を行っていることから、この評価結果を踏まえ、進捗を評価する必要があります。

このため、施策の方向性ごとに対象者別計画上の取組内容を示した対照表を示しています。

（2）平成 29 年度末までの取組予定シート

本計画の計画期間は平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 箇年とされていきました。しかし、対象者別計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障害者計画・障害福祉計画は計画期間が 3 年であることから、地域福祉計画の基本理念や基本方針と対象者別計画の整合を図るためには地域福祉計画の計画期間を 6 年とする必要があります。本計画の計画期間については、狛江市市民福祉推進委員会の了承を得て、1 年間延伸し、平成 29 年度までとしました。

計画期間を 1 年間延伸するにあたり、狛江市市民福祉推進委員会から計画期間終了時までの取組予定を示すべきと

いうご意見をいただきましたため、本計画の3つの重点施策と基本理念を踏まえた4つの施策の体系を支える施策の方向ごとに平成27年度末までの取組み、平成28年度末までの取組み及び平成29年度末までの取組み及び次期計画での必要な取組みを記載します。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組みの強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会での議論、検討を行い、下記のとりの評価基準とします。

(1) 評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

まず、施策の方向性に関する事業の中には、対象者別計画である高齢者保健福祉計画及び障害者計画上に位置づけられている施策の事業と重複するものがあるため、重複しているものについては、「対象者別計画上の取組内容対照表」の高齢者保健福祉計画及び第4期障害者計画の欄に平成28年度進捗管理報告書における各進捗結果を記載しております。

次に、対象者別計画に位置づけられていない地域福祉計画独自の事業については、「対象者別計画上の取組内容対照表」の独自の取組み欄に進捗結果を記載していま

す。この評価は、まず事業担当課が進捗を記入し、その後必要に応じて地域福祉課が事業担当課にヒアリング等を実施し、評価の公平性を担保します。

最後に、施策の方向性の評価は、該当する対象者別計画の高齢者保健福祉計画及び障害者計画上に位置づけられている施策の事業の進捗結果と対象者別計画に位置付けられていない地域福祉計画独自の事業の進捗結果について、進捗結果がAの場合は3点、Bの場合は2点、Cの場合は1点、Dの場合は0点として配点し、その合計の平均値を評価基準に照らして最終的な評価とします。

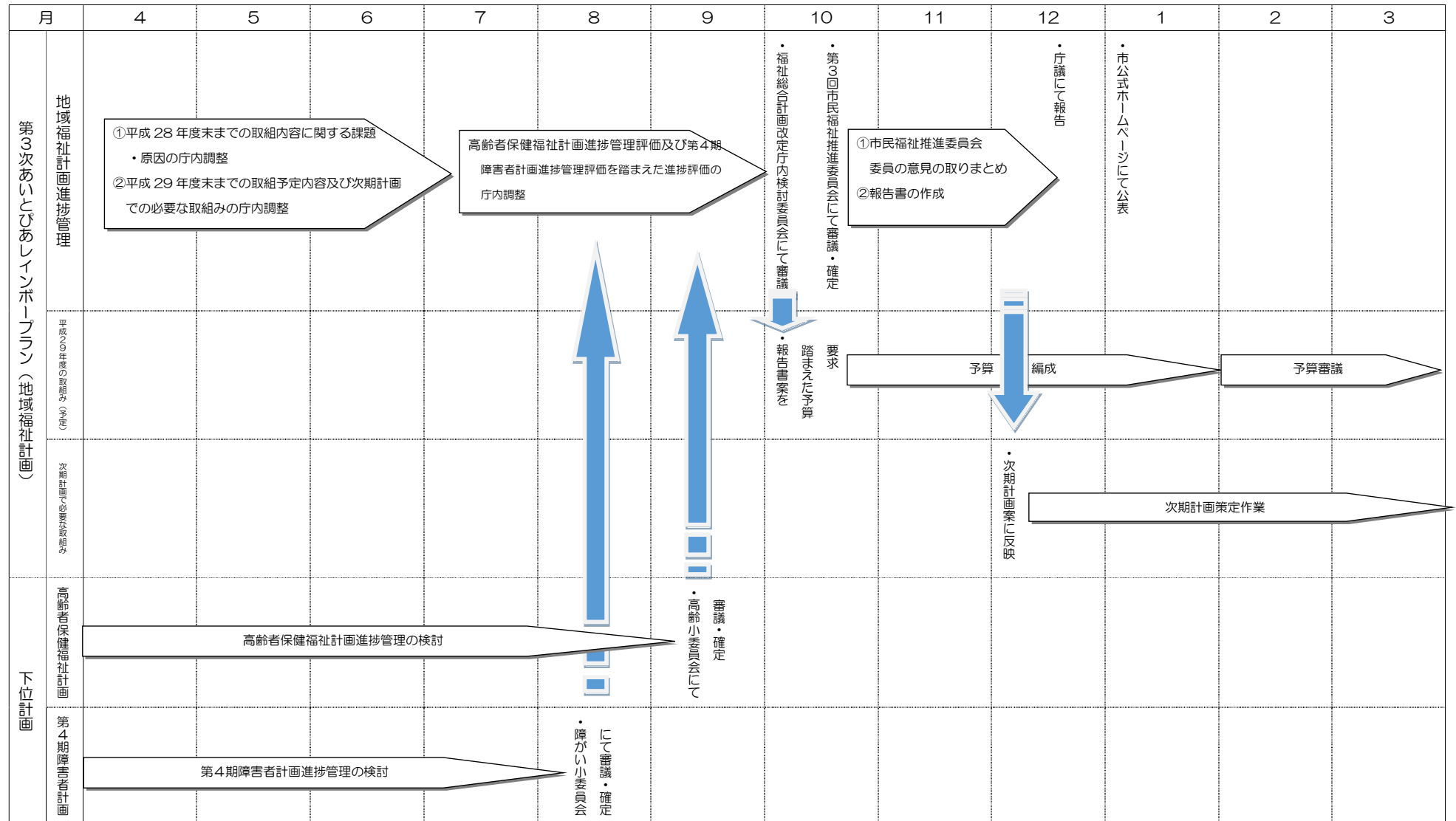
(2) 評価基準

評価 基準	評価内容	平均値※
A	進捗している 例：前年よりもより一層取組みを強化 年次目標どおり取組みを進捗できた	3以下 2.5 以上
B	現状維持 例：前年同様の取組みを実施 (年次目標が現状維持で設定されていた場合を含む。)	2.5 未満 1.5 以上
C	あまり進捗していない 例：前年同様の取組みも行えなかったが、来年度は行う予定 年次目標どおりの進捗ができなかった	1.5 未満 0.5 以上
D	まったく進捗していない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない	0.5 未満 0 以上

※ 対象者別計画上の取組内容対照表の「施策の方向性」の進捗評価を算出する際の点数

4 進捗評価の流れ

平成 28 年度の地域福祉計画の進捗管理は、次表のとおり下位計画の進捗管理評価を踏まえ、市民福祉推進委員会において進捗評価を審議確定いたしました。次期計画に必要な取組みについては、次期計画案に反映させ、次期計画の策定作業を行います。



第1章 進捗状況シート

1 進捗状況シート（平成28年度末現在）

進捗状況シート（平成28年度末現在）

重点施策					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
（１）災害時要援護者支援体制の整備	災害時要援護者の把握、自治会や町内会等の地域組織・福祉関係者等と連携した支援体制づくり、福祉避難所の設置、高齢者や障がいのある人を対象とした避難後のケア体制づくりなど、狛江市地域防災計画との連携を確保しながら、災害時における要援護者支援体制を整備します。	●避難行動要支援者名簿作成 ●地域組織・福祉関係者との協定締結 ●福祉避難所の設置	●避難行動要支援者（＊１）登録者数3,935人（参考：平成29年3月31日現在避難行動要支援者全体数8,335人） ●避難行動要支援者名簿の更新 新たな対象者へ勧奨通知の発送及び現在名簿登録している方に対し確認作業を実施し登録情報の更新を行った。 ●避難行動要支援者名簿登録者の登録情報更新回数の検討 ●町会・自治会、防災会、消防団等への避難行動要支援者制度の周知及び協定の締結の依頼 ●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定に基づく連携協力 ●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充（平成29年3月末時点で16団体） ●株小平広告、調布市とながら見守り活動に関する協定の締結 ●狛江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの策定 ●総合防災訓練における福祉避難所の設置訓練の実施 （福祉避難スペースの設置（和泉小学校）、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者を福祉避難スペースへ避難、福祉避難所の設置（西河原公民館）、福祉避難スペースから福祉避難所へ障がい者を移送） ●人工呼吸器使用者防災訓練の実施（多摩府中保健所と協働） ●新たな福祉避難所協定締結先の調整	●支援組織、避難行動要支援者及びその他の市民への避難行動要支援者制度のさらなる周知を図ること。（同意方式名簿（＊２）の登録者数が関係機関共有方式名簿（＊３）の47.2%） ●支援組織への最新名簿の更新が現状年１回にとどまっていること。 ●町会・自治会との協定締結に向けて、町会・自治会構成員への制度の丁寧な説明を継続して行っていくことが必要であること。 ●連携協力するための情報共有の場がないこと。 ●効果的な見守り活動を実施するための重点エリアなど情報提供 ●支援組織、避難行動要支援者及びその他の市民へのプランの周知 ●プランに従った訓練の実施によるプランの実効性の検証 ●訓練の範囲が福祉避難スペースの設置、福祉避難所の設置、福祉避難スペースから福祉避難所への移送にとどまっているため、プランに従い訓練の範囲を拡大すること。 ●訓練を行う指定避難所及び福祉避難所の拡大 ●他の人工呼吸器使用者との防災訓練の実施	B

進捗状況シート（平成28年度末現在）

重点施策					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
（１）災害時要 援護者支援体制 の整備	災害時要援護者の把握、自治会 や町内会等の地域組織・福祉関 係者等と連携した支援体制づく り、福祉避難所の設置、高齢者 や障がいのある人を対象とした 避難後のケア体制づくりなど、 狛江市地域防災計画との連携を 確保しながら、災害時における 要援護者支援体制を整備しま す。	●避難後のケア体制づくり	●ヘルプカードの作成・普及（平成29年3月 31日現在581人） ●指定避難所への視覚障がい者及び聴覚障がい 者用災害ベストの配布（指定避難所ごとに各 10着） ●避難行動要支援者検討委員会での新たな障が い者用災害ベストの検討（年3回） ●災害の心得の作成 ●災害時移動支援器具（JINRIKI（＊4）2台 （あいとびあセンター、西河原公民館、エア ストレッチャー 1台（あいとびあセンター） の設置	●継続的なヘルプカードの作成・ 普及 ●継続的な災害ベストの配付 ●新たな障がい者（視覚、聴覚障 がい者以外）用災害ベストの作成 ●災害の心得の配布及び周知 ●予定施設（2箇所）への設置	B
	＊1 ①75歳以上のひとり暮らしの世帯の高齢者、②75歳以上のみの世帯（同居を含む。）の高齢者、③身体障害者手帳、愛の手帳（知的障害者手帳）、精神障害者保健福 祉手帳の取得者、④介護保険要介護3以上の認定を受けており、かつ、介護施設に入所していない者、⑤難病の指定を受けている者等をいう。 ＊2 平常時から支援組織に情報提供することに同意した避難行動要支援支援者のみが掲載されている名簿をいう。 ＊3 市が抽出した避難行動要支援者の全てが掲載されている名簿をいう。 ＊4 芝生、土の路面、砂利道、積雪時・砂浜等今までは極めて困難だった不整地での車いすのスムーズな移動を可能にする車いすの補助装置をいう。				
（２）情報提 供・相談支援体 制の充実	※1（１）情報提供の充実（＊ 5） 社会福祉の制度の変化で、常に 最新の情報を提供する必要があります。また、情報を必要とす る人に対して分かりやすい内容 であることが求められます。 一方、ICT（情報通信技術）の 発展により、パソコンや携帯電 話など、さまざまな媒体により 情報を得ることが日常化しつづ あり、対象者によって新たな手 法による情報提供も進めていく 必要があります。 これらを踏まえ、誰にでも分か りやすく、必要な情報が行きわ たると、情報提供の仕組みを 充実していきます。	【市】 ●「広報こまえ」、市ホームページ、 冊子、パンフレット、回覧板の活用な ど、対象者を意識した分かりやすい情 報提供の実施 ●情報ニーズの的確な把握による提供 する情報内容の定期的な見直しの実施 ●専門性の高い情報提供に向けた関係 機関等との連携確保 ●地域の身近な相談者である民生委 員・児童委員や各種相談員、関係機関 等の相談窓口の周知 ●市民団体が主催する学習会に市の職 員等が講師として出向く「まなび講座 （＊6）」の充実など、対話型情報提 供の推進	●ホームページへの掲載、冊子及びパンフレッ トの作成 ●ココシルこまえによる情報提供 ●民生委員・児童委員による高齢者実態調査の 実施 ●地域包括支援センター、社会福祉協議会、多 摩南部成年後見センター等の関係機関との連携 ●町会・自治会への行政情報資料の提供 ●民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関 等の相談窓口の周知 ●「まなび講座」の実施	●現在活動を停止しているココシ ルこまえ運営委員会の活動の再開 ●ココシルこまえ運営委員会との 市民協働によるココシルこまえの コンテンツの活用方法の検討 ●一人暮らし高齢者と高齢者のみ 世帯を年度ごとに交互に調査して いるため、調査の期間が空いてし まうこと。 ●成年後見制度の利用促進に向け た多摩南部成年後見センターを含 めた関係機関との連携のあり方の 整理 ●町会・自治会加入者の高齢化等 による負担増 ●民生委員・児童委員の活動の周 知と委員自身の個人情報保護のあ り方についての整理 ●まなび講座の受講数自体は年々 伸びてきているが、福祉に関する 件数は4件にとどまっているこ と。	B

進捗状況シート（平成28年度末現在）

重点施策						
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価	
(2) 情報提供・相談支援体制の充実	※1 (1) 情報提供の充実	【地域】 ●商店、医療機関、銀行や郵便局、自治会・町内会等の地域組織など、地域住民に身近な場所での情報提供への協力			B	
		【各種団体】				
		●会員活動を通じた会員への情報提供				
		*5 施策の方向性：「1 サービス利用者の立場の尊重」「(1) 情報提供の充実」「(2) 相談体制の充実」と重複				
	*6 市民等が構成する団体が主催する学習会に市職員又はこの事業の趣旨を理解し協力する者が講師として出向き、市政の内容や市民が必要とする情報について、職務等で得た知識や技術をもって提供する専門的な学習等を行うことをいう。					
	※1 (2) 相談体制の充実（*5） 福祉ニーズの多様化とともに、専門性の高い相談内容も増え、一つの問題に複数の事情が起因していることなど、一つの専門機関だけでは対応できないケースが増えています。さらに、地域とのつながりの希薄化で問題が潜在化していることも考えられます。 これらを踏まえ、きめ細かな対応ができるよう職員のスキルの向上や専門性の高い相談員の配置など、福祉全般に係る相談機能を充実していきます。 また、制度改正への対応や福祉施策の連携を考慮しながら、総合相談窓口や身近な場所で相談ができる体制等のあり方についても、検討を進めます。	【市】 ●関係各課の連携による相談窓口の一覧表やパンフレット等の作成など、相談窓口の周知の強化 ●ホームページを活用した相談や出張相談の実施など、気軽に相談できる仕組みづくりや相談窓口まで来ることが困難な人への支援 ●専門性の高い相談員の配置や専門機関との連携強化など、相談対応体制の充実	●コミュニケーションボード（*7）の窓口への設置 ●アウトリーチ（*8）型相談支援の実施	●関係機関等から連絡等を受けて訪問支援を行っているが、積極的に地域のたまり場等で相談を行うまでには至っていないこと。 ●地域自立支援協議会から基幹相談支援センターのあり方についての意見を提出したが、人材確保・質の担保が必要であること。 ●福祉保健部のみならず、児童福祉、教育、住宅部署との相談窓口のワンストップ化のための庁内の調整	B	
		●相談内容を共有、継続できる仕組みの構築	●平成29年度の組織改正に伴う地域福祉課執務室の移動による窓口変更の対応	●地域医療と介護の連携研修会（多職種参加型研修）の実施		●地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療、介護サービスに関する事項の相談の受付を行うこと。 ●退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や利用者・患者又は家族の要望を踏まえた地域の医療機関・介護事業者相互の紹介を行うこと。
		●複雑化した問題への対応に向けた関係機関のネットワークづくり	●医療と介護の連携研修会（多職種参加型研修）の実施	●不足する生活資源の開発に向けてコーディネーター等のスキルアップを図ること。		
		●制度改正への対応や福祉施策の連携を考慮しながら、本市に相応しい総合相談窓口や身近な場所で相談ができる体制等のあり方に関する検討	●生活支援コーディネーターの配置による地域資源の集約	●協議会の効果的な運営		
			●生活支援体制整備協議会の開催			

進捗状況シート（平成28年度末現在）

重点施策					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
(2) 情報提供・相談支援体制の充実	※1 (2) 相談体制の充実	●接遇及びサービス利用者への理解を深める市職員研修の実施	●障害者差別解消法の職員研修の実施（平成28年8月実施。参加者数：54名）	●普段障がい者と接する機会の少ない福祉部署以外の職員の理解を進めていくため毎年度職員研修を実施していくこと。	B
		【地域】			
		●隣近所による見守り活動やサロン活動等を通じた支援を必要としている人の把握及び関係機関との連携 ●地域課題を話し合う場づくり			
*7 知的障がい児・者や自閉症等、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、イラストを指差すことで自分の意思を伝えるツールをいう。 *8 支援が必要な状況にありながら自分からSOSを発信しない方を把握し、必要に応じて支援機関へつなげることを目的として、福祉関係者等が地域に赴き、個別訪問等を行う支援のことをいう。					
(3) 住まいの確保に向けた取組みの推進	高齢者の地域で自立した生活を支える「地域包括ケアシステム」の実現、障がいのある人が住宅を借りて生活する上での支援等に向けて、地域生活の基盤となる住まいの確保に取り組みます。	●地域包括ケアシステムの実現に向けた地域生活の基盤となる住まいの確保	●シルバーピアの提供及び住宅改修の活用 ●空家等に関する実態調査の実施・利活用の推進に向けた検討 ●居住支援協議会（*9）の設置に向けた検討	●空家等に関する利活用の推進に向けた検討 ●住宅確保要配慮者（*10）並びに宅地建物取引業者及び賃貸住宅を管理する事業を行う者のニーズの把握 ●地域生活支援拠点の建設予定地について係争中であり一時中断している状況にある。福祉作業所については暫定的に移転したが、それ以外の機能の整備についても検討していく必要があること。	B
		●障がい者の住宅確保のための方策の検討	●住まいの相談窓口の設置に向けた検討 ●地域生活支援拠点の整備に向けた取組の継続		
		●地域生活支援拠点へ移転する予定であった市内3箇所の福祉作業所を粕江駅前の保育園仮園舎に移転し、統合するため、市民説明会等を実施			
*9 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、東京都、市、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織をいう。 *10 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。					

進捗状況シート（平成28年度末現在）

重点施策					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
市民福祉推進委員会の意見					
（１）災害時要援護者支援体制の整備（避難行動要支援者支援体制の整備） ・避難行動要支援者名簿の更新、関係団体との協定等、支援体制の基盤は整ってきていると評価できるものの、近年の地球温暖化に伴う異常気象、東日本大震災、熊本地震等の状況を踏まえると、災害はいつ起こるのか分からない状況にある。このような状況の中で一日も早く避難行動要支援者制度周知不足を解消させ、同意方式の避難行動要支援者名簿の数が半数程度にとどまっている状況について底上げを図っていただきたい。 ・町会・自治会等支援組織への名簿提供に関する協定の締結に至ったものがないこと、都住宅供給公社と連携協力するための情報共有の場がないこと、福祉避難所についてもその訓練が「福祉避難スペースから福祉避難所への移送にとどまっていること等残された課題が多い。計画期間の最終年度となる平成29年度はこれらの課題を踏まえて、取組みを着実に進めていただきたい。 （２）情報提供・相談支援体制の充実 ・情報提供については、福祉に関するまなび講座が4件にとどまっているが、意図的に増やしていくなどの対応が必要であるとともに、提供媒体が従来の広報媒体にとどまり、ＩＣＴ等の新しい媒体を使用した取組みの検討が進まなかった点については、継続的な検討に期待したい。 ・高齢者実態調査については、「ひとり暮らし高齢者」と「高齢者のみ世帯」の調査を隔年で行っているのが現状である。民生委員・児童委員の負担が増えているという問題もあるが、近年の災害に関する状況を踏まえると「ひとり暮らし高齢者」と「高齢者のみ世帯」いずれについても毎年度最新状況の把握が必要であり、検討していただきたい。 ・相談支援体制については、庁内の複数の部局の協力体制を構築できたことは評価できる。今後、市内の相談支援を実施する関係団体間での支援体制を検討する必要がある。 （３）住まいの確保に向けた取組みの推進 ・年度内の取組みは、居住支援協議会や相談窓口の設置の検討に限られ、具体的な取組みは、進捗していない。あまり進捗していないといわざるを得ず、居住支援協議会や相談窓口設置後の取組みに期待したい。 ・現在係争中である地域生活支援拠点の整備に向けた取組みを引き続き継続していただくとともに、特に喫緊の課題となっている「緊急一時保護」等のサービス提供体制の整備について併行して進めていただきたい。					
評価Ａ 進捗している・期待通りの成果がでている		Ｂ 現状維持・ある程度の成果がでている			
Ｃ あまり進捗していない・あまり成果がでない		Ｄ まったく進捗していない・まったく成果がでない			

進捗状況シート（平成28年度末現在）

1 サービス利用者の立場の尊重					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画書）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
（１）情報提供の充実	※重点施策（２）に記載	※重点施策（２）に記載	※重点施策（２）に記載	※重点施策（２）に記載	B
（２）相談体制の充実	※重点施策（２）に記載	※重点施策（２）に記載	※重点施策（２）に記載	※重点施策（２）に記載	B
（３）苦情解決、権利擁護の推進	福祉サービスの利用に関する苦情については、公正・中立な立場で解決を図る仕組みが必要です。 また、認知症の高齢者や障がいのある人の中には、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為の際に、判断が難しく不利益を被る人がいます。平成15年度より開始した福祉サービス総合支援事業「あんしん泊江」として、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に関する苦情対応、権利擁護相談などを総合的かつ一体的に実施してまいります。近隣市（調布市、日野市、多摩市、稲城市）との共同運営により設置している多摩南部成年後見センターで申立人がいないなど、自ら成年後見制度を利用できない方の利用を支援するとともに、成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成します。	【市】 ●「広報こまえ」やパンフレット等による成年後見制度や福祉サービス総合支援事業等の継続的な周知 ●福祉サービス総合支援事業、障害者総合支援法にもとづく成年後見制度利用支援事業、介護保険法にもとづく地域包括支援センターが行う総合相談支援事業・権利擁護事業の実施体制の充実 ●近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営による自ら成年後見制度を利用できない人への支援 ●泊江市個人情報保護条例にもとづく、個人情報の適切な管理及び各種団体や関係機関への個人情報保護の促進 ●法務局や人権擁護員との連携確保	●「広報こまえ」やパンフレット等による成年後見制度や福祉サービス総合支援事業等の継続的な周知 ●介護保険法、障害者総合支援法に基づく成年後見制度利用支援事業の実施 ●社会福祉協議会への委託による福祉サービス総合支援事業の実施 ●近隣市と連携した多摩南部成年後見センター（＊11）の共同運営 ●多摩南部成年後見センターの専門性を活用した社会貢献型後見人の養成及び権利擁護に関する職員研修の実施 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の施行に伴う泊江市個人情報保護条例の改正 ●介護保険苦情相談員の配置	●成年後見利用支援事業について、周知が不十分であること。 ●継続的な各団体との連携 ●成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、関係機関の役割分担を明確にする必要があること。 ●成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴う権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの調整 ●継続的な職員研修の実施 ●個人情報の保護に関する法律の一部改正後の個人情報保護制度の周知 ●サービス利用に関する苦情相談件数はあるものの、勤務日数が限られているために職員が対応することになり、相談員につながるケースが少ないこと。	B

進捗状況シート（平成28年度末現在）

1 サービス利用者の立場の尊重					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
(3) 苦情解決、権利擁護の推進			●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充（平成29年3月末時点で16団体。再掲）	●協定の安定的な運用	B
		【サービス事業者】			
		●サービス利用者の利益と基本的人権の尊重 ●事業所における苦情対応体制の充実 や外部の苦情対応窓口の周知			
		*11 福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を主業務とする法人として、狛江市、調布市、日野市、多摩市及び稲城市の5市で共同運営をしている法人をいう。			
市民福祉推進委員会の意見					
(1) 情報提供の充実 ※重点施策（2）に記載 (2) 相談体制の充実 ※重点施策（2）に記載 (3) 苦情解決、権利擁護の推進 ・苦情解決については、対象者や利用サービスにより苦情の相談窓口や対応が異なるため、狛江市全体での苦情の情報が集結できていない。市民への苦情相談窓口の分かりやすい情報提供が必要である。また、福祉サービスに関する苦情などを公正かつ中立な立場で処理する福祉オンブズマン制度の導入についても検討していただきたい。 ・権利擁護の推進については、成年後見制度や、関連する施策の周知の取組みは評価できるものの、成年後見制度利用促進法を踏まえた権利擁護の推進を考えると多摩南部成年後見センターを初めとする関係機関間の役割整理と役割分担の検討と実施が必要である。					
評価A 進捗している・期待通りの成果がでている B 現状維持・ある程度の成果がでている C あまり進捗していない・あまり成果がでない D まったく進捗していない・まったく成果がでない					

進捗状況シート（平成28年度末現在）

2 自立支援のための福祉サービスの充実					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
(1) ニーズに応じたサービスの提供	超高齢社会を迎え、福祉ニーズは高まる一方です。こうした中で安心して暮らすために必要な福祉サービスが生活圏域に整備されていることが必要です。また、多様化する福祉ニーズに対応していくためには、サービス事業者の確保とともに、市民、各種団体、行政が協働して新たなサービス提供の仕組みを生み育てることも重要と考えられます。これらを踏まえ、利用者の立場に立った福祉サービスを整備するとともに、新たなサービス提供者の育成を進め、サービス提供基盤の充実を進めていきます。	【市】 ●アンケート調査の実施やサービス事業者との意見交換会の開催など、ニーズの的確な把握 ●個別計画にもとづくサービス提供基盤の計画的な整備 ●市民・各種団体・行政による協働、NPO法人の立ち上げや運営に関するアドバイスなど、新たなサービス提供基盤の育成に関する取り組みの推進	●粕江市地域自立支援協議会部会（生活支援の課題を考える部会）の開催（12回） ●介護保険サービス事業者連絡会の開催（介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）の実施のための事業者意見交換会を含む。） ●生活支援コーディネーター（※12）の配置による地域資源の集約（再掲） ●生活支援体制整備協議会の開催（再掲） ●定期巡回、随時対応型訪問介護看護（1箇所）、夜間対応型訪問介護（1箇所）の整備 ●特別養護老人ホーム（1箇所）の整備 ●地域生活支援拠点へ移転する予定であった同一法人による、市内3箇所の福祉作業所の暫定的な粕江駅前保育園仮園舎への移転・統合に向けた市民説明会を開催した。（2回、参加者35名） ●総合事業の住民主体によるサービスでボランティアを増加させるための手法の検討 ●市の介護予防事業、地域の介護予防活動における担い手の育成 ●総合事業 認定ヘルパー研修実施（3回）	●協議会部会の開催ができなかったこと。 ●通所介護事業者の連絡会については、事業者間で情報共有のニーズがないこと等から連絡会が開催されてきておらず、平成28年度は総合事業の事業者意見交換会の開催のみとなったため、市主催も含め、開催再開を検討する必要があること。 ●不足する生活資源の開発に向けたコーディネーター等のスキルアップを図ること。 ●協議会の効果的な運営 ●地域生活支援拠点の建設予定地について係争中であり一時中断している状況にある。福祉作業所については暫定的に移転したが、それ以外の機能の整備についても検討していく必要があること。 ●担い手の育成・開発を効果的かつ効率的に行うために必要な手法の習得 ●研修生の安定的な養成と事業所への就労支援を効率的に実施する必要があること。	A
		【市民】 ファミリー・サポート・センター事業や住民参加型在宅福祉サービス（笑顔サービス）など、身近なボランティア活動への参加	●粕江市社会福祉協議会や粕江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービス及び粕江市ファミリー・サポート・センターのサポート会員による育児に関する相互援助活動支援の実施 ※平成29年3月31日時点 笑顔サービス利用会員247人、協力会員110人 シルバー人材センター登録会員数512人 ファミリーサポート会員240人	●笑顔サービスの協力会員が増えないこと。	

進捗状況シート（平成28年度末現在）

2 自立支援のための福祉サービスの充実					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
(1) ニーズに応じたサービスの提供		【地域】 声かけや見守り活動、サロン活動等の推進	●小地域活動の実施（平成29年3月31日現在8団体）（狛江市社会福祉協議会） ●福祉委員会立ち上げ支援 1件 ●地区活動の実施（平成29年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター）	●コミュニティーソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の設置に向けた課題の整理 ●市の目指す地域づくりに向けた連携	A
		【サービス事業者】 市や関係機関が開催する連絡会議、意見交換会等への参加			
(2) 支援が必要な人への対応	所得格差の拡大などから生活保護世帯は増加傾向にあり、低所得者やホームレス、ニートやひきこもりなど、生活の安定と自立への支援を必要とする人たちもいます。 また、我が国での自殺者数は年間3万人を超えており、社会的要因を含めたさまざまな自殺の要因に対する対策が必要とされています。 これらを踏まえ、すべての市民が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、日常生活や自立への支援を図るとともに、地域社会に参画できる仕組みを整えていきます。	【市】 ●生活の状況に応じた相談や助言、多様な機関が実施する助成制度や支援情報の収集など、低所得者への支援 ●生活保護者等を対象とした就業や生活に関する相談援助などの自立支援 ●孤立やひきこもり、シングルマザー等により社会参加が困難な人々に対する支援策や相談窓口設置の検討 ●自殺対策強化月間や自殺予防週間を中心とした自殺対策に関する普及啓発 ●外国人市民が安心して暮らしていけるよう、イベント等への参加の呼びかけや地域での交流活動の推進	●生活困窮者自立相談支援事業として新たに子どもの学習支援事業を実施 ●生活保護受給者を対象に市の就労支援相談員による支援とハローワークと連携した自立支援 ●母子・父子自立支援員による面接相談の実施 ●母子家庭等自立支援事業等の実施 ●巡回相談会の実施（ひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族が抱える問題の把握及び本人の状況に合わせた関係機関の紹介）（2日間） ●ゲートキーパー養成研修の実施（年2回） ●狛江市国際交流協会による日本文化体験イベントや日本語スピーチ大会等の開催 ●外国人おもてなし語学ボランティア講座の実施	●実施体制の強化 ●きめ細かな相談・支援につなげるためのひとり親家庭の生活実態等の把握が必要であること。 ●就労・自立支援事業などひとり親支援のための制度等の周知が必要であること。 ●ひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族への相談窓口及び支援内容について、より一層の周知が必要であること。 ●相談・支援の多様化に伴い、庁内の関係部署との連携が必要であること。 ●自殺対策の計画的な実施 ●外国人参加者の固定化 ●受講者拡大に向けたさらなる周知が必要であること。	A
		【市民】 地域でのささえあいへの参加			

進捗状況シート（平成28年度末現在）

2 自立支援のための福祉サービスの充実					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
(3) サービスの質の確保	介護保険制度の導入以降、多くの福祉サービスが措置から利用者とサービス事業者間の契約にもとづく利用となるなど、市民が必要なサービスを利用するためには、サービス利用者としての意識の醸成が重要となっています。また、必要な時に誰もが安心して福祉サービスを利用できるようにするためには、サービス内容の質の向上も求められています。これらを踏まえ、法制度の周知や活用を促進するとともに、より良いサービス提供体制を構築する取り組みを進めます。	【市】 ●「広報こまえ」やホームページ等を活用した福祉制度や市の施策に関する情報の発信 ●サービス事業者によるサービス実施状況等の把握、定期的なサービス利用者を対象とした満足度調査の実施による事業者への指導や施策への反映 ●サービス事業者に対する自己評価の実施や第三者評価受審の促進 ●ホームページ等を活用したサービス事業者の情報やサービス評価結果等の公表など、サービス利用に関する利用者への支援	●介護保険事業所への指導検査の実施（4箇所） ●サービス事業者に対する第三者評価受審促進のための受審費補助の実施 ●ホームページを活用し、サービス事業者の第三者評価結果の公開 ●ケアプラン点検（＊13）実施に向けた研修の開催 ●事例提供により、主任介護支援専門員と協働作業によるケアプラン点検の実施及び面談の実施	●平成29年度から開始される総合事業に対する理解を促進し、介護保険制度に沿った事業展開を促すためにも、さらなる指導検査の実施が必要であること。 ●平成29年度から開始される社会福祉法人の介護老人福祉施設の指導検査体制の構築が必要であること。 ●第三者評価受審にあたっての事業運営上のメリットを周知する必要があること。 ●市内福祉事業所の第三者評価結果を掲載している市公式ホームページを周知する必要があること。 ●当該ケアプラン点検では東京都ガイドラインに基づき、居宅介護支援専門員がアセスメントシート等を作成する必要があるが、2回の研修では、その手法の習得に至らなかったため、さらなる研修が必要であること。	B
		【サービス事業者】 ●都のサービス評価手法の活用による自己評価の実施や第三者評価の受審 ●技術や接遇の研修、リスクマネジメント、法令遵守の周知・徹底など、職員を対象とした研修の計画的な実施			
＊12 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、主に資源開発やネットワーク構築等のコーディネート機能を果たす専門職をいう。 ＊13 ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追及し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うものをいう。					

進捗状況シート（平成28年度末現在）

2 自立支援のための福祉サービスの充実					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
市民福祉推進委員会の意見					
（１）ニーズに応じたサービスの提供 ・ボランティア等会員について、会員の増加対策は必要であるが、現会員の効果的な活用方法等についての検討を期待する。 ・幅広い取組みを実施している点は評価できる。ただし、多様化する福祉ニーズに対応するためには、人的資源も限られているため、取組みを集約していく必要がある。 （２）支援が必要な人への対応 ・生活困窮、引きこもり、自殺、国際交流など、対象が把握しにくい課題に前向きに取り組んだことは、大変評価できる。今後、市民活動分野を含んだ様々な関係者との協働に期待したい。 （３）サービスの質の確保 ・法に規定されているサービスの質の向上への取組みは評価できるが、法に規定されていないサービスの質の向上への取組みについては、利用者の意識向上のみの取組みに限られており、今後の検討が必要である。 ・サービスの質の確保として行われている市の取組みは、概ね介護保険サービスに関することに限られているが、障がい者、児童・子育て、生活困窮者等の福祉サービス及び住民や社会福祉協議会、ボランティア団体等によるインフォーマルなサービスの質の確保に関する手法についても今後の検討が必要である。					
評価 A 進捗している・期待通りの成果がでている B 現状維持・ある程度の成果がでている C あまり進捗していない・あまり成果がでていない D まったく進捗していない・まったく成果がでていない					

進捗状況シート（平成28年度末現在）

3 市民主体による福祉コミュニティづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
(1) 交流活動の活発化	地域には多様な世代や社会貢献をしたい人、社会経験や技術を持った人がおり、中でも子どもたちをはじめ、次代を担う若い世代の力は、まちづくりや地域の活力に欠かせないものです。その一方で、地域とのつながりが希薄化しているのも事実です。これらを踏まえ、ともにささえあう心豊かな地域社会を築いていくために、地域のさまざまな人がふれあう機会を創出する取り組みを進めます。また、学校や地域が連携した児童・生徒による地域福祉活動の機会づくりとともに、企業の協力も得ながら勤労世代による活動を促進していきます。	【市】 ●自治会・町内会等の地域組織による活動の活発化促進 ●児童・生徒、青少年の居場所づくり、交流機会の充実	●ブレイパークの遊びを通じて多世代間の交流の場となるよう運用充実を図り、地域連絡会の話し合いにより、利用形態や時間などの拡大を図っていくこと。 ●青少年会議の実施（地域に根ざした活動を行っている粕江市青少年育成委員会と各学校と連携して平成31年度新設する児童館をはじめとした公共施設への要望等の発表）	●多世代間交流の場づくり及び仕組みづくりが不十分（高齢者中心のサロン活動が主なものととどまる。）であること。	B
		●子どもの意見や力をまちづくりに反映する機会の充実 ●ワークライフバランスの理念の普及啓発	●市民活動・生活情報誌「わっこ」で子育て情報を特集 ●ワークライフバランスの啓発イベントの開催	●近年、イベント掲載等が多くなっていることに伴う紙面のレイアウトの改善 ●来場者の年齢や性別に偏りがあること。	
		【市民】 ●ひとり暮らし高齢者等への声かけや話し相手など	●粕江市社会福祉協議会のボランティア会員によるひとり暮らし高齢者等の話し相手等の活動	●必要としている人に繋がるようさらなる活動の周知をする必要があること。	
		【地域】 ●声かけや見守り活動、サロン活動等の推進 ●地域課題を話し合う場づくり ●子どもたちの意見や力が反映される地域づくりの推進 ●地域福祉活動、行事・イベントの時間や曜日設定の工夫など、誰もが参加しやすい機会づくり	●小地域活動の実施（平成29年3月31日現在8団体）（粕江市社会福祉協議会。再掲） ●福祉委員会立ち上げ支援 1件（再掲） ●地区活動の実施（平成29年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター。再掲） ●子ども議会の実施（隔年実施のためH28年度は未実施）	●コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）設置に向けた課題の整理 ●市の目指す地域づくりとの連携	

進捗状況シート（平成28年度末現在）

3 市民主体による福祉コミュニティづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
(2) 地域福祉活動の推進	自治会・町内会等の地域組織、自主防災組織、地域福祉推進委員会、老人クラブや障がいのある人等の当事者組織、民生委員・児童委員など、さまざまな団体が地域福祉活動を実践しています。 また、アンケート調査の結果や地域における防災意識の高まりを踏まえると、市民の地域福祉活動への参加意向は高いと思われることから、参加へのきっかけづくりなどの取組みも重要となっています。 今後も、これら団体の活動は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担うことから、支援体制の強化に取り組んでいきます。	【市】 ●「広報こまえ」やホームページを活用した地域福祉活動の情報発信 ●社会福祉協議会による地域福祉の推進に向けた取組みとの連携や必要な支援の実施 ●民生委員・児童委員への情報提供や研修、他の機関や団体との連携支援 ●各種団体間の交流機会、意見交換の場の創出 ●関連機関や各種団体との連携による地域福祉活動リーダーや実践者の育成 ●地域福祉課題（ニーズ）の把握や、その解決に向けて行政・専門機関につないだり、住民の地域福祉活動を推進するコーディネート機能の強化など、地域福祉活動の活発化に向けた基盤整備の検討	●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信 ●民生委員・児童委員への研修実施 ●町会・自治会、防災会、消防団等への避難行動要支援者制度の周知及び協定の締結の依頼（再掲） ●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定に基づく連携協力（再掲） ●株小平広告、調布市とながら見守り活動に関する協定の締結（再掲） ●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充（平成29年3月末時点で16団体。再掲） ●市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、リーガルサポートによる権利擁護勉強会開催 ●生活支援コーディネーターの配置により地域資源の集約（再掲） ●生活支援体制整備協議会の開催（再掲）	●町会・自治会との協定締結には、理事会及び総会での同意が必要のため、町会・自治会の構成員への制度の丁寧な説明を継続して行っていくことが必要 ●連携協力するための情報共有の場がないこと。 ●効果的な見守り活動を実施するための重点エリアなど情報提供 ●不足する生活資源の開発に向けたコーディネーター等のスキルアップ ●協議会の効果的な運営	B
		【地域や各種団体】 ●コミュニティ新聞やホームページづくりなど、活動情報の発信			
		【企業・サービス事業者】 ●地域福祉活動への積極的な参加 ●地域や各種団体への施設・設備など			

進捗状況シート（平成28年度末現在）

3 市民主体による福祉コミュニティづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
(2) 地域福祉活動の推進		【社会福祉協議会】 ●地域懇談会等の開催による地域と各種団体との連携支援 ●住民主体の地域福祉活動の推進	●狛江市社会福祉協議会のボランティア会員によるひとり暮らし高齢者等の話し相手等の活動（再掲） ●小地域活動の実施（平成29年3月31日現在8団体）（狛江市社会福祉協議会）（再掲） ●福祉委員会立ち上げ支援 1件（再掲） ●地区活動の実施（平成29年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター）（再掲）	●コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の設置に向けた課題の整理 ●市の目指す地域づくりに向けた連携	B
(3) ボランティア・市民活動の推進	近年、ボランティアなどへの関心が高まり、市内にも多くのボランティア・市民団体やNPO団体が活動しています。本市においては、社会福祉協議会のこまねボランティアセンターを中心にボランティア・市民活動の育成やコーディネートを行っています。今後も、ボランティア・市民活動に関する情報提供の充実を図るとともに、活動機会の拡充、コーディネート体制の充実に取り組めます。	【市】 ●「広報こまね」やホームページの活用によるボランティア・市民活動への参加の呼びかけ ●市役所をはじめとする公共施設や市主催のイベントなど、ボランティアの力を活かせる機会づくり ●市民活動支援センターの設置など、ボランティア・市民活動を推進する基盤づくり ●“団塊の世代”や元気高齢者を対象としたボランティア・市民活動への参加のきっかけづくり 【サービス事業者】 ●ボランティアの積極的な受け入れ 【社会福祉協議会】 ●情報誌やホームページ等を活用したボランティアの募集、呼びかけ ●入門編・実践編の体系化や参加しやすい雰囲気づくりなど、ボランティア活動養成講座の充実 ●イベント等でのボランティア・市民活動の紹介	●「広報こまね」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信（再掲） ●庁内へ市民活動支援センターの周知を行い、活用を促進 ●市民活動支援センター開設 ●総合事業における住民主体サービスの担い手としての元気高齢者の活用の検討 ●総合事業 認定ヘルパー研修実施（3回） ●狛江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービスの実施 ※平成29年3月31日時点 シルバー人材センター登録会員数512人	●さらなる利用者数増に向けた周知の方法	B
		【社会福祉協議会】 ●情報誌やホームページ等を活用したボランティアの募集、呼びかけ ●入門編・実践編の体系化や参加しやすい雰囲気づくりなど、ボランティア活動養成講座の充実 ●イベント等でのボランティア・市民活動の紹介	●狛江市社会福祉協議会のボランティア会員によるひとり暮らし高齢者等の話し相手等の活動 ●小地域活動・笑顔サービスの実施（狛江市社会福祉協議会。再掲） ※平成29年3月31日現在：小地域活動8団体、笑顔サービス：利用会員247人、協力会員110人 ●福祉委員会立ち上げ支援 1件（再掲） ●市民活動支援センターによるボランティア参加へのコーディネート、体験学習		B

進捗状況シート（平成28年度末現在）

3 市民主体による福祉コミュニティづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
市民福祉推進委員会の意見					
（１）交流活動の活発化 ・児童及び高齢者を対象とした事業の拡大については評価できる。今後は、それらの事業について、さらなる充実を期待するとともに、多世代交流の場づくり・仕組みづくりについては、参加の少ない学生や勤労者への参加を促す等「誰でも参加できる場づくり」を意識した取組みを行っていくべきである。 （２）地域福祉活動の推進 ・地域福祉活動の推進のための関係団体のネットワークの構築は評価できる。 ・コミュニティソーシャルワーカーの配置に向けて、コミュニティソーシャルワークの機能についてさらに深めた考察を行うとともに、配置後のスキルアップの手法についても検討を行う必要がある。 （３）ボランティア・市民活動の推進 ・ボランティア・市民活動の推進にあたり、市の役割は、基盤や活動条件の整備であると考え、推進機関となる社会福祉協議会及び市民活動支援センターへの市の具体的な支援内容を明確にしていける必要があるのではないか。 ・ボランティア活動において“マッチング”は非常に重要であり、市民活動センターの効果的ななき取りを期待する。					
評価A 進捗している・期待通りの成果がでている C あまり進捗していない・あまり成果がでていない B 現状維持・ある程度の成果がでている D まったく進捗していない・まったく成果がでていない					

進捗状況シート（平成28年度末現在）

4 誰もが暮らしやすいまちづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
(1) 福祉意識の醸成	地域福祉を推進していくためには、すべての市民が「ともに暮らし、ともに生きる社会こそ正常である」というノーマライゼーションの理念を理解することが重要です。 また、福祉はすべての人に関わる問題でもあり、誰もがライフステージのいずれかの段階で福祉サービスが必要とすることへの認識も大切です。 これらを踏まえ、広報・啓発活動による市民の意識づくりを進めるとともに、子どもから大人まで気軽に福祉を学べる機会を創出します。	【市】 ●地域福祉を推進する基盤となる「粕江市福祉基本条例」の周知 ●「広報こまえ」やホームページの活用によるささえあい、たすけあいの意識を高める情報の発信 ●各種講座や講演会の開催など、人権や福祉意識を醸成する事業の計画的な実施 ●命の大切さや他人を思いやる心を育む人権教育の推進 ●つながりを大切にし、自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進	●粕江市まちづくり条例と連携した粕江市福祉基本条例の周知 ●避難行動要支援者制度のホームページにおける周知 ●障がい者スポーツ教室の実施 ●障がい者スポーツについての広報・啓発活動の実施 ●障がい者週間に合わせた講演会、イベント、パネル展示の実施 ●人権教育の充実を根底に、全小・中学校でhyper-QU（QUESTIONNAIRE UTILITIES）（＊14）を実施 ●全ての小中学校において「人権教育全体計画」に基づき、全教育活動で指導を実施 ●小中学校の全教職員対象にインクルーシブ教育システム（＊15）研修を実施 ●オリンピック・パラリンピック教育重点校として指定された緑野小学校及び指定校として指定された全小中学校で障がい者理解の促進事業を実施 ●中学校における特別支援教室の設置促進モデル事業の実施	●粕江市まちづくり条例に基づく各課協議の際、ユニバーサルデザインの重要性を事業所に周知する必要があること。 ●ホームページの掲載箇所が分かりにくいこと。 ●事業を通して培われた競技団体、支援者等との繋がりへの促進 ●2020年のオリ・パラを見据えた障がい者スポーツの普及啓発と関係各課との連携 ●イベントやパネル展示を通しての団体間の連携の推進 ●当事者や当事者団体以外の参加者の促進 ●全小・中学校でhyper-QUをより有効に活用するための手だてを追究すること。 ●「人権教育全体計画」がより効果的なものになるよう、絶えず見直しを図ること。 ●インクルーシブ教育の理念に基づいた実践を蓄積し、共有すること。 ●全校で、単発ではなく、継続的に障がい者理解に関わる授業が行われること。 ●中学校特別支援教室のガイドライン作成に向け、中学校の制度、実態に応じた教室運営を展開できるようにすること。	B
		【市民】 ●家族や仲間と福祉について話し合う機会づくり			
		【地域】 ●福祉意識を取り入れた行事・イベント等の開催 ●学校が取り組む福祉学習への協力 ●地域課題を話し合う場づくり	●粕江市人権擁護委員会を中心とした小中学生への人権事業の実施	●人権教育推進委員会で議論されたことを市内教員に、より効果的に周知すること。	

進捗状況シート（平成28年度末現在）

4 誰もが暮らしやすいまちづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
(1) 福祉意識の醸成		【各種団体】 ●活動や他団体との連携を通じた会員への福祉学習の推進			B
		【社会福祉協議会】 ●ボランティア体験学習や福祉講座の充実 ●地域福祉活動と連携した実践的な学習プログラムづくり	●テーマ別体験プログラム実施（全2回、延べ42人。市民活動支援センター実施） ●スタートアップ講座等（参加者数100人。市民活動支援センター実施）	●市民活動支援センターの今年度の取組の検証及び次年度以降への検証結果の活用	
*14 『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のことをいう。「Q-U」には、「Q-U」と「hyper-QU」の2種類があり、「Q-U」は、「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」「いごちのよいクラスにするためのアンケート」の2つから構成されており、「hyper-QU」は、これら2つのアンケートに「ふだん（日常）の行動をふり返るアンケート」が加わった3つの心理テストから構成されている。 *15 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みをいう。					
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが安全かつ円滑に移動でき、また活動の場を広げ、自由な社会参加を活性化するためには、道路や交通安全施設の充実とともに、利用しやすい移動手段を確保することが重要です。 また、「広報こまえ」をはじめとする情報提供にあたっては、高齢者や障がいのある人に配慮した提供が求められます。これらを踏まえ、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	【市】 ●公共施設のユニバーサルデザイン化の計画的な実施 ●「広報こまえ」やホームページを活用した交通安全意識の普及・啓発 ●超高齢社会を踏まえた運転者歩行者両面からの交通安全教育の推進 ●歩車道段差の改良や視覚障がい者誘導用ブロックの整備など歩行空間のバリアフリー化、交通量の多い交差点等への見やすい標識やメロディ信号機等の設置及び改良への要請 ●歩車道段差の改良や視覚障がい者誘導用ブロックの整備など歩行空間のバリアフリー化、交通量の多い交差点等への見やすい標識やメロディ信号機等の設置及び改良への要請	●狛江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する「福祉環境整備基準」の指導 ●「広報こまえ」やホームページを活用した「福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）（*16）」取得施設の周知 ●児童、生徒及び高齢者向けスケアードストリート（*17）の開催 ●カーブミラー等の交通安全施設設置による安全確保 ●道路修繕計画に基づく計画的な道路整備の実施 ●道路上へ継続的なベンチ設置による外出支援 ●「こまバス」の継続的な運行補助による移動支援	●市公式ホームページや広報こまえ及び各課協議の際に事業者への周知を行っているが、福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）の取得案件が伸び悩んでいること。 ●歩車道段差の改良や視覚障がい者誘導用ブロックの整備など歩行空間のバリアフリー化を進めること。 ●横断歩道に接する箇所を切り下げ、車道との段差を解消する歩道の改良（ユニバーサルデザインブロック（*18）等の採用）を進めること。 ●福祉施設や通学路、駅周辺などの横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に視覚障がい者用信号機（*19）、ゆとりシグナル（*20）等の整備及び見やすい標識等の設置や改良を警察署に要請すること。 ●「こまバス」の利便性を向上させるための取組みの検討	B

進捗状況シート（平成28年度末現在）

4 誰もが暮らしやすいまちづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
（２）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが安全かつ円滑に移動でき、また活動の場を広げ、自由な社会参加を活発化するためには、道路や交通安全施設の充実とともに、利用しやすい移動手段を確保することが重要です。 また、「広報こまえ」をはじめとする情報提供にあたっては、高齢者や障がいのある人に配慮した提供が求められます。 これらを踏まえ、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	●文字サイズや背景色の工夫など、ホームページや「広報こまえ」のユニバーサルデザイン化の推進	●駅周辺の放置自転車対策の推進による歩行空間確保 ●ソフト面からのバリアフリー化の推進（ココシルこまえによる情報提供） ●「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業」として、共同住宅の共有部分及び不特定多数の人が利用する小規模な建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助を実施（50万円補助1件、10万円補助0件） ●障害者差別解消法による「合理的配慮」への取組み 障害者差別解消法や障がいのある方への対応をまとめた冊子「みんなで一緒に暮らせるまちへ」のSPコード付のパンフレット550冊を支援者等へ配布	●地元商店街等関係機関・団体の協力を得て、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開するなど、自転車利用のルールの確立及び交通マナーの向上のための啓発を行うこと。 ●自転車指導員を配置する等声かけや注意喚起をすること。 ●広報等により駐輪場を紹介するほか、駅前等の放置禁止区域については放置自転車等の撤去を推進することで周知を図ること。 ●現在活動を停止しているココシルこまえ運営委員会の活動の再開 ●ココシルこまえ運営委員会との市民協働によるココシルこまえのコンテンツの活用方法の検討 ●事業を周知し、補助金申請件数を増加させること。 ●理解を推進するため、冊子の継続配布も含め、今後も普及啓発の方法等について検討していく必要があること。	B
		【市民】			
		●困っている人への積極的な手助け ●視覚障がい者誘導用ブロックへの駐輪や、障がい者等用駐車スペースに駐車しない配慮			
		【商店等】			
		●視覚や聴覚に障がいがある人に配慮した情報伝達手段の確保 ●放置自転車や商品のはみ出しなど通行妨害の解消、補助犬の受け入れ			
*16 狛江市福祉基本条例では、不特定多数の方が利用する施設を、誰もがスムーズに利用することができるように、「福祉環境整備基準」を設け、適合義務を課しており（適合義務は、施設の用途、規模等によって遵守義務、努力義務に分かれている。）、中でも、より進んだ整備基準の全てを満たしている施設に交付しているマークをいう。 *17 恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法をいう。 *18 歩道と車道の段差を部分的に無くすことにより、車椅子やベビーカーなどを利用する方がスムーズな通行ができるようにデザインしたブロックで、主に横断歩道と連動して設置される。また、着色により目の不自由な方にも歩車道を判別する手がかりを付与したものもある。 *19 信号機に音響装置を付加し、専用ボタンにより歩行者用青信号の表示の開始と継続を知らせる音声、又はメロディーを発する信号機をいう。 *20 信号の色が変わる目安として、赤又は青になっている間の経過時間表示機能が付いた歩行者用信号機をいう。					

進捗状況シート（平成28年度末現在）

4 誰もが暮らしやすいまちづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
（3）防災・防犯体制の充実	災害発生時に高齢者や障がいのある人はスムーズな対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制を整備することが必要となっています。 一方、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などの犯罪被害を防止するための取り組みも重要となっています。 これらを踏まえ、誰もが安心して暮らせるよう、防災・防犯体制の充実に取り組みます。	【市】 ●「広報こまえ」やホームページの活用、各種会合などあらゆる機会をとらえた自主防災の重要性の周知、自主防災組織による活動の活性化促進 ●災害時に正しい情報や支援を得て適切な行動がとれるよう防災知識の普及・啓発 ●災害時要援護者の把握及び自治会や町内会等の地域組織・福祉関係者等と連携した支援体制づくり ●一般の避難所では生活に支障を来す可能性が高い人（高齢者、障がいのある人、妊婦、乳幼児、病弱な人など）を対象とした福祉避難所の設置 ●福祉施設との連携・協力による寝たきりの高齢者や重度の障がいのある人等の受け入れ体制の確保 ●保健・福祉・医療関係者との連携による避難場所への医療関係者や介護スタッフの派遣など、高齢者や障がいのある人を対象とした避難後のケア体制づくり	●「泊江防災」増刷 ●防災カレッジの実施 ●避難行動要支援者登録者数3,935人（参考：平成29年3月31日現在避難行動要支援者全体数8,335人。再掲） ●避難行動要支援者名簿の更新（新たな対象者へ勧奨通知の発送及び現在名簿登録している方に対し確認作業を実施し登録情報の更新を行うこと。再掲） ●避難行動要支援者名簿登録者の登録情報更新回数の検討（再掲） ●泊江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの策定（再掲） ●総合防災訓練における福祉避難所の設置訓練の実施（福祉避難スペースの設置（和泉小学校）、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者を福祉避難スペースへ避難、福祉避難所の設置（西河原公民館）、福祉避難スペースから福祉避難所へ障がい者を移送）（再掲） ●人工呼吸器使用者防災訓練の実施（多摩府中保健所と協働）（再掲） ●福祉避難所協定締結先の調整（再掲） ●東京都災害福祉広域支援ネットワークを活用した東京都福祉保健局への広域支援（福祉専門職の応援）要請の検討	●国土交通省による多摩川の浸水想定区域図の変更に伴い、防災ガイド（洪水ハザードマップ）の修正が必要であること。 ●支援組織、避難行動要支援者及びその他の市民への避難行動要支援者制度自体の周知（再掲） ●協定組織の長や担当者変更の際の名簿更新における説明並びに円滑な名簿更新 ●支援組織、避難行動要支援者及びその他の市民へのプランの周知 ●プランに従った訓練の実施によるプランの実効性の検証 ●訓練の範囲が福祉避難スペースの設置、福祉避難所の設置、福祉避難スペースから福祉避難所への移送にとどまっているため、プランに従い訓練の範囲を拡大すること。 ●訓練を行う指定避難所及び福祉避難所の拡大 ●他の人工呼吸器使用者との防災訓練の実施 ●応援要請手続のマニュアル化	B

進捗状況シート（平成28年度末現在）

4 誰もが暮らしやすいまちづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
（3）防災・防犯体制の充実	災害発生時に高齢者や障がいのある人はスムーズな対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制を整備することが必要となっています。 一方、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などの犯罪被害を防止するための取り組みも重要となっています。 これらを踏まえ、誰もが安心して暮らせるよう、防災・防犯体制の充実に取り組みます。	●災害時要援護者対策を取り入れた防災訓練の実施など、関係機関による災害時要援護者の避難誘導・救出・救護体制の連携強化	●総合防災訓練における福祉避難所の設置訓練の実施（再掲） （福祉避難スペースの設置（和泉小学校）、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者を福祉避難スペースへ避難、福祉避難所の設置（西河原公民館）、福祉避難スペースから福祉避難所へ障がい者を移送） ●東京都災害福祉広域支援ネットワークを活用した東京都福祉保健局への広域支援（福祉専門職の応援）要請の検討 ●青色パトロールの実施（実施回数1,100回） ●（株）小平広告、調布市とながら見守り活動に関する協定の締結（再掲） ●特殊詐欺等被害防止対策についての高齢者宅戸別訪問実施（実施率90%超）	●訓練の範囲が福祉避難スペースの設置、福祉避難所の設置、福祉避難スペースから福祉避難所への移送にとどまっているため、プランに従い訓練の範囲を拡大すること。 ●訓練を行う指定避難所及び福祉避難所の拡大 ●東京都福祉保健局との広域支援要請手続の確認	B
		●地域における犯罪の防止、安全で安心して暮らせる地域づくりに向けた防犯活動を行う団体への支援	●地域防災訓練への参加		
		●防犯に関する啓発、道路、公園など生活環境の整備促進 ●地域で行われる防災訓練や災害ボランティア活動への参加			
		【地域】			
		●自主防災活動の推進	●自主防災組織（狛江市防災会）への災害時の役割（安否確認、同行避難等）に関する意識付け		
		●防犯、交通安全活動の推進			
		【各種団体】			
		●地域の防犯・防災活動、交通安全活動への参加			
		【商店等】			
		●災害発生時における支援活動への協力			
		【サービス事業者】			
		●災害発生時における施設や設備を活用した地域への支援、災害時要援護者等の受け入れ体制の確保への協力			
		【社会福祉協議会】			
		●災害ボランティアセンターの立ち上げや活動に関するマニュアルの整備、訓練等の実施			

進捗状況シート（平成28年度末現在）

4 誰もが暮らしやすいまちづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成28年度末までの取組み	課題	評価
市民福祉推進委員会の意見					
（１）福祉意識の醸成 ・教育部門を中心に十分な取組みができた点については評価する。福祉教育を視点とした市民活動支援センターの機能及び役割について再検討が必要である。 （２）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり ・対象となる事業が幅広いため、評価の対象とする事業を絞った上で評価をすることも１つの考え方である。 （３）防災・防犯体制の充実 ・防災の体制の整備は評価できるが、町会・自治会等支援組織への名簿提供に関する協定の締結に至ったものがないこと、都住宅供給公社と連携協力するための情報共有の場がないこと、福祉避難所についてもその訓練が「福祉避難スペースから福祉避難所への移送にとどまっていること等残された課題が多い。計画期間の最終年度となる平成29年度はこれらの課題を踏まえて、取組みを着実に行っていただきたい。 ・防犯の体制については具体的な取組みの表記が少ないが、日本一安心で安全なまちを目指すのであれば、防犯に関する取組みについても町会、自治会等の関係団体の協力を得ながら推進する必要がある。					
評価 A 進捗している・期待通りの成果がでている B 現状維持・ある程度の成果がでている C あまり進捗していない・あまり成果がでていない D まったく進捗していない・まったく成果がでていない					

第1章 進捗状況シート

2 対象者別計画上の取組内容対照表

対象者別計画上の取組内容対照表

重点施策									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(1) 災害時要援護者支援体制の整備	●避難行動要支援者登録者数3,935人 (参考：平成29年3月31日現在避難行動要支援者全体数8,335人)			○	【施策】市内の各支援組織に共通した避難行動要支援台帳の導入について調査・研究し、第7期実施を目指します。 【事業の取組み状況】粕江市避難行動要支援者支援検討委員会において検討し、粕江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの策定したが、新たな支援組織を増やすことはできなかった。	2		避難行動要支援者登録制度の充実を図り、各支援組織との協定と模擬訓練を通じた在宅支援体制のあり方を検討する。	-
	●避難行動要支援者名簿の更新（新たな対象者へ勧奨通知の発送及び現在名簿登録している方に対し確認作業を実施し登録情報の更新を行うこと。）								
	●避難行動要支援者名簿登録者の登録情報更新回数の検討								
	●町会・自治会、防災会、消防団等への避難行動要支援者制度の周知及び協定の締結の依頼								
	●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定に基づく連携協力								
	●(株)小平広告、調布市とながら見守り活動に関する協定の締結	○	3						
	●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充（平成29年3月末時点で16団体）			○	【施策】宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。 【事業の取組み状況】継続した小地域活動への支援を行った。協定については新たな団体との締結のため、29年度に働きかけを強化する。	2			
	●粕江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの策定				災害時に重度の要介護高齢者等に対応できるように、複数の福祉施設に福祉対応避難所機能を確保します。	2		市内の福祉避難所の配置と機能の検討を進める。	-

対象者別計画上の取組内容対照表

重点施策										
施策の方向性		平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(1) 災害時要援護者支援体制の整備		●総合防災訓練における福祉避難所の設置訓練の実施 (福祉避難スペースの設置(和泉小学校)、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者を福祉避難スペースへ避難、福祉避難所の設置(西河原公民館)、福祉避難スペースから福祉避難所へ障がい者を移送)			○	【施策】災害時に備え、定期的に防災訓練等を実施します。 【事業の取組み状況】平成28年度狛江市総合防災訓練で市内一斉の避難所の設置運営訓練を実施した。12箇所で避難所運営協議会が設立され、各協議会で避難所レイアウト等の検討を行った。防災ガイド・女性防災とともに窓口配布を行い、アプリの配信も継続している。	3			
		●人工呼吸器使用者防災訓練の実施(多摩府中保健所と協働)								
		●新たな福祉避難所協定締結先の調整				福祉避難所でケアに当たる人材を確保できるよう、東京都介護福祉士会等、専門職団体との協定を締結します。	-		市内の福祉避難所の配置と機能の検討を進める。	-
		●ヘルプカードの作成・普及(平成29年3月31日現在581人)							施策の記載なし	-
		●指定避難所への視覚障がい者及び聴覚障がい者用災害ベストの配布(指定避難所ごとに各10着)							施策の記載なし	-
		●避難行動要支援者検討委員会での新たな障がい者用災害ベストの検討(年3回)							施策の記載なし	-
		●災害の心得の作成							施策の記載なし	-
		●災害時移動支援器具(JINRIKI2台(あいとぴあセンター、西河原公民館、エアーストレッチャー 1台(あいとぴあセンター)の設置								施策の記載なし
B	2.4		合計点	3			9			0

対象者別計画上の取組内容対照表

重点施策									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(2) 情報提供・相談支援体制の充実	1 サービス利用者の立場の尊重 (1) 情報提供の充実 ●ホームページへの掲載、冊子及びパンフレットの作成				広報紙、ホームページ等で、各種保健事業を通じた健康情報を提供します。	2	○	【施策】障がい者に対する理解・普及啓発の促進のため、ホームページ、障がい者のしおり、福祉だよりパンフレットを作成する。 【事業の取組み状況】 ・障害者差別解消法関連のパンフレット「みんながいっしょに暮らせるまちへ」のSPコード版を作成し、関係機関や視覚障がい者団体及び支援者に550冊配布した。 ・障害者差別解消法の理解を促進するため、市職員の研修を平成28年8月（54名参加）に実施した。 ・障者差別解消法に関する市の相談実績（平成28年度）4件（身体障がい2件、知的障がい1件、精神障がい1件）	2
				○	【施策】介護予防パンフレット等を65歳以上の高齢者すべてに配布します。 【事業の取組み状況】介護予防に役立つ地域資源等を掲載した保存版と、介護予防活動の記録等が可能な携帯版の作成を進めた。29年6月に作成完了・配布予定	3			
					広報紙、ホームページ等に地域包括支援センターに関する専門の掲載欄を設け、地域包括支援センターの周知を継続的に行います。	2			
					広報紙、パンフレット等を活用して相談体制を周知するとともに、積極的なアウトリーチを実施します。	2			

対象者別計画上の取組内容対照表

重点施策										
施策の方向性		平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(2) 情報提供・相談支援体制の充実	●ホームページへの掲載、冊子及びパンフレットの作成				【施策】広報紙、講演会、講習により、認知症の正しい理解や成年後見制度の普及・啓発に努めます。 ○ 【事業の取組み状況】市内小中学校でキッズサポーター養成講座を実施したほか、慈恵医大第三病院の職員を対象に認知症サポーター養成講座を行った。	3				
					高齢者虐待防止に関する情報を周知し、より多くの市民に理解してもらいます。	1				
	●ココシルこまえによる情報提供	○	2							
	●民生委員・児童委員による高齢者実態調査の実施	○	2							
	●地域包括支援センター、社会福祉協議会、多摩南部成年後見センター等の関係機関との連携				○ 【施策】近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続します。 【事業の取組み状況】多摩南部成年後見センターの共同運営状況、後見ケースの受任状況については円滑に推移している。	2				
					○ 【施策】地域包括支援センターでワンストップ総合相談ができる仕組みについて調査・研究し、第7期実施を目指します。 【事業の取組み状況】マニュアルについては平成28年度は作成には至らなかった。	2				
	●町会・自治会への行政情報資料の提供	○	2							
	●民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関等の相談窓口の周知	○	2							
●まなび講座の実施	○	2								
B	2.1		合計点	10		17				2

対象者別計画上の取組内容対照表

重点施策									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(2) 情報提供・相談支援体制の充実	1 サービス利用者の立場の尊重 (2) 相談体制の充実								
	●コミュニケーションボードの作成・窓口への設置							施策の記載なし	-
	●アウトリーチ型相談支援の実施				広報紙、パンフレット等を活用して相談体制を周知するとともに、積極的なアウトリーチを実施します。	2			
	●平成29年度の組織改正に伴う地域福祉課執務室の移動による窓口変更の対応						○	【施策】市民が利用しやすい福祉総合相談窓口を推進するため、窓口のレイアウト等を改善する。 【事業の取組み状況】平成29年4月の地域福祉課の執務室の移動により福祉総合窓口を利用する市民に混乱を生じさせないよう、自動窓口受付システムのタッチパネルの変更及び地域福祉課の窓口案内板の設置をした。	2
	●医療と介護の連携研修会（多職種参加型研修）の実施			○	【施策】（仮称）医療と介護の連携推進小委員会を設置して、医療と介護の連携を図ります。 【事業の取組み状況】平成27年度の医療資源調査を踏まえ、平成28年度は多職種の参加する医療と介護の連携研修会を開催した。	2			

対象者別計画上の取組内容対照表

重点施策									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(2) 情報提供・相談支援体制の充実	●医療と介護の連携研修会（多職種参加型研修）の実施			○	【施策】粕江市三師会（「医師会、歯科医師会及び薬剤師会」をいいます。以下同じ。）市内総合病院等と連携してケアマネ・タイムを実施し、ケアマネジャーが利用者の主治医と連携を図ります。 【事業の取組み状況】医療と介護の連携推進に関する資源調査の中で一部ケアマネ・タイムに関する意見聴取をした。医療介護連携の情報共有のためのICTツール導入に伴い、将来的には医療介護連携の枠組みを広げ、医師とケアマネジャーとの間の連携についてもICTツールの活用を検討していく。	1			
	●医療と介護の連携研修会（多職種参加型研修）の実施			○	【施策】粕江市三師会、市内総合病院等との協力・連携によるかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を図ります。 【事業の取組み状況】三師会等と協力し普及を図った。市内医療機関をホームページで周知した。	2			
	●生活支援コーディネーターの配置による地域資源の集約				【施策】ワンストップ総合相談等の効果的な実施に向けたコミュニティソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーター等、専門職の増員配置について調査・研究し、第7期実施を目指します。				
	●生活支援体制整備協議会の開催			○	【事業の取組み状況】他市の調査・研究のほか、各センターが抱える複合的な課題を抱えたケース等の後方支援等を担う機能強化型地域包括支援センターを設置し、総合相談の総合的な機能強化を図った。	2			

対象者別計画上の取組内容対照表

重点施策									
施策の方向性		平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画	
					重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況
(2) 情報提供・相談支援体制の充実		●障害者差別解消法の職員研修の実施 (平成28年8月実施。参加者数：54名)							施策の記載なし
B	2.2		合計点	0			9		2
(3) 住まいの確保に向けた取組みの推進		●シルバーピアの提供及び住宅改修の活用				住宅改修の事業者登録を行い、適切な改修と積極的な活用を推進します。	2		
						シルバーピアを提供します。	2		
		●空家等に関する実態調査の実施・利活用の推進に向けた検討				空家のグループリビングとしての活用について調査・研究し、第8期実施を目指します。	2		
		●居住支援協議会の設置に向けた検討				賃貸の敷金や礼金、保証人の確保等の支援について調査・研究し、第7期実施を目指します。	3		施策の記載なし
		●住まいの相談窓口の設置に向けた検討							
		●地域生活支援拠点の整備に向けた取組の継続						○	【施策】平成29年4月の開設を目標に、具体的な機能の検討を進める。 【事業の取組み状況】地域生活支援拠点へ移転する予定であった同一法人による、市内3箇所の福祉作業所の暫定的な粕江駅前の保育園仮園舎への移転・統合に向けた市民説明会を開催した。(2回、参加者35名)
		●地域生活支援拠点へ移転する予定であった市内3箇所の福祉作業所を粕江駅前の保育園仮園舎に移転し、統合するため、市民説明会等を実施							
B	2.2		合計点	0			9		2
【注】 ①平成28年度末までの取組みのうち対象者別計画の上位計画としての取組みについては、対象者別計画の施策の中から該当する施策の進捗評価を記載した。なお、対象者別計画の施策にないものについては、「施策の記載なし」とし、進捗評価の対象から外した。 ②平成28年度末までの取組みのうち地域福祉計画独自の取組みについては、独自に進捗評価を行った。 ③施策の方向性ごとの進捗評価については、①及び②の施策ごとの進捗評価について、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とし、その合計点を施策の数で除した数が、2.5点以上3点以下はA、1.5点以上2.5点未満はB、0.5点以上1.5点未満はC、0点以上0.5点未満はDとした。 ④高齢者保健福祉計画及び第4期障害者計画の「施策と事業の取組み状況」の欄には、重点施策については、対象者別計画で事業ごとに平成28年度の取組み状況が記載されているため、「施策」とともに「事業の取組み状況」を記載し、一般施策については「施策」のみを記載した。 ⑤第4期障害者計画の重点施策以外は進捗評価をしないため、進捗評価の対象となる施策から外した。									

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 1 サービス利用者の立場の尊重									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(3) 苦情解決、権利擁護の推進	●「広報こまえ」やパンフレット等による成年後見制度や福祉サービス総合支援事業等の継続的な周知				【施策】成年後見制度の周知とともに、市民後見制度の確立を図ります。				
	●介護保険法、障害者総合支援法に基づく成年後見制度利用支援事業の実施			○	【事業の取組み状況】市民後見人は平成28年度の登録者数は0名であった。（平成27年度は2名）	2			
	●社会福祉協議会への委託による福祉サービス総合支援事業の実施	○	2						
	●近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営				【施策】近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続します。				
	●多摩南部成年後見センターの専門性を活用した社会貢献型後見人の養成及び権利擁護に関する職員研修の実施			○	【事業の取組み状況】多摩南部成年後見センターの共同運営状況、後見ケースの受任状況については円滑に推移している。	2	○	【施策】多摩南部成年後見センターを通じて社会貢献型後見人を育成する。 【事業の取組み状況】 ・多摩南部成年後見センターにおいて養成研修を実施し、社会貢献型後見人の養成を行った（センター構成5市で合計5名）。 ・新しい社会貢献型後見人のフォローアップとして、社会貢献型後見人の連絡会や勉強会を開催した。	2
	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の施行に伴う狛江市個人情報保護条例の改正	○	3						
	●介護保険苦情相談員の配置				介護相談員を養成し、施設だけでなく居宅サービス利用者の相談にも応じられる仕組みをつくりま	0			
	●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体。再掲）				小地域で見守り・支える高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業を強化します。	2			

対象者別計画上の取組内容対照表

B	1.9		合計点	5		6		2
【注】 ①平成28年度末までの取組みのうち対象者別計画の上位計画としての取組みについては、対象者別計画の施策の中から該当する施策の進捗評価を記載した。なお、対象者別計画の施策にないものについては、「施策の記載なし」とし、進捗評価の対象から外した。 ②平成28年度末までの取組みのうち地域福祉計画独自の取組みについては、独自に進捗評価を行った。 ③施策の方向性ごとの進捗評価については、①及び②の施策ごとの進捗評価について、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とし、その合計点を施策の数で除した数が、2.5点以上3点以下はA、1.5点以上2.5点未満はB、0.5点以上1.5点未満はC、0点以上0.5点未満はDとした。 ④高齢者保健福祉計画及び第4期障害者計画の「施策と事業の取組み状況」の欄には、重点施策については、対象者別計画で事業ごとに平成28年度の取組み状況が記載されているため、「施策」とともに「事業の取組み状況」を記載し、一般施策については「施策」のみを記載した。 ⑤第4期障害者計画の重点施策以外は進捗評価をしないため、進捗評価の対象となる施策から外した。								

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 2 自立支援のための福祉サービスの充実									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(1) ニーズに応じたサービスの提供	●粕江市地域自立支援協議会部会（生活支援の課題を考える部会）の開催（12回）							事業所連絡会等を利用して、市内の障がい者支援施設が地域の団体等と交流できる場を設ける。	-
	●介護保険サービス事業者連絡会の開催（総合事業の実施のための事業者意見交換会を含む。）				専門職、多職種間の研修を実施し、資質向上を図ります。	2			
	●生活支援コーディネーターの配置による地域資源の集約（再掲）			○	【施策】ワンストップ総合相談等の効果的な実施に向けたコミュニティソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーター等、専門職の増員配置について調査・研究し、第7期実施を目指します。 【事業の取組み状況】他市の調査・研究のほか、各センターが抱える複合的な課題を抱えたケース等の後方支援等を担う機能強化型地域包括支援センターを設置し、総合相談の総合的な機能強化を図った。（再掲）	2			
	●生活支援体制整備協議会の開催（再掲）				定期巡回、随時対応型訪問介護看護（1箇所）、夜間対応型訪問介護（1箇所）の整備	3			
	●定期巡回、随時対応型訪問介護看護（1箇所）、夜間対応型訪問介護（1箇所）の整備				特別養護老人ホーム（1箇所）の整備	3			
	●特別養護老人ホーム（1箇所）の整備						○	地域生活支援拠点へ移転する予定であった同一法人による、市内3箇所の福祉作業所の暫定的な粕江駅前の保育園仮園舎への移転・統合に向けた市民説明会を開催した。（2回、参加者35名）	2
	●地域生活支援拠点へ移転する予定であった同一法人による、市内3箇所の福祉作業所の暫定的な粕江駅前の保育園仮園舎への移転・統合に向けた市民説明会を開催した。（2回、参加者35名）								
	●総合事業の住民主体によるサービスでボランティアを増加させるための手法の検討				ボランティアグループ、NPO法人の立上げ、運営を市民活動支援センター等を通じて支援します。	2			

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 2 自立支援のための福祉サービスの充実									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(1) ニーズに応じたサービスの提供	●市の介護予防事業、地域の介護予防活動における担い手の育成			○	【施策】訪問型サービス及び通所型サービスの基準、運営規定、報酬等を定めるとともに、参入する多様な団体・組織の連携・組織化を図り、総合事業への円滑な移行を進めます。 【事業の取組み状況】指定事業者の登録以外は、全て検討済みとなっている。	3			
				○	【施策】従来の介護予防訪問介護事業所及び通所介護事業所から移行する事業所とは別に、多様な団体・組織が訪問型サービスや通所型サービスを展開できるよう支援します。 【事業の取組み状況】計4団体(機関)が住民やボランティアにより実施されるサービス(訪問型サービスB、通所型サービスB)の担い手となったほか、通所型サービスBの担い手育成を開始した。	3			
				○	シルバー人材センターに、介護予防・生活支援サービス事業実施の検討を要請します。	2			
	●総合事業 認定ヘルパー研修実施(3回)				施策の記載なし	-			

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 2 自立支援のための福祉サービスの充実										
施策の方向性		平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(1) ニーズに応じたサービスの提供		●狛江市社会福祉協議会や狛江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービス及び狛江市ファミリー・サポート・センターのサポート会員による育児に関する相互援助活動支援の実施 ※平成29年3月31日時点 笑顔サービス利用会員247人、協力会員110人 シルバー人材センター登録会員数512人 ファミリーサポート会員240人				高齢者を対象に、シルバー人材センターや社会福祉協議会による有償サービスで買い物、調理、掃除等の家事支援サービスを実施します。(再掲)	3			
				○	【施策】高齢者による社会参加のためのグループ・団体の立上げを支援します。 【事業の取組み状況】平成28年4月から市民活動支援センターを開設し、団体訪問等による広報活動を行った。4団体(機関)が住民やボランティアにより実施されるサービスの担い手となったほか、通所型サービスBの担い手育成を開始した。	3				
		●小地域活動の実施(平成29年3月31日現在8団体)(狛江市社会福祉協議会)			○	【施策】宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。 【事業の取組み状況】継続した小地域活動への支援を行った。協定については新たな団体との締結のため、29年度に働きかけを強化する。(再掲)	2			
		●福祉委員会立ち上げ支援 1件 ●地区活動の実施(平成29年3月31日現在5地区)(シルバー人材センター)	○	2						
A	2.5		合計点	2			28			2
(2) 支援が必要な人への対応		●生活困窮者自立相談支援事業として新たに子どもの学習支援事業を実施	○	3						
		●生活保護受給者を対象に市の就労支援相談員による支援とハローワークと連携した自立支援	○	3						
		●母子・父子自立支援員による面接相談	○	2						
		●母子家庭等自立支援事業の実施	○	2						

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 2 自立支援のための福祉サービスの充実										
施策の方向性		平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(2) 支援が必要な人への対応		●ゲートキーパー養成研修の実施	○	2						
		●巡回相談会の実施（ひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族が抱える問題の把握及び本人の状況に合わせた関係機関の紹介）（2日間）	○	3						
		●粕江市国際交流協会による日本文化体験イベントや日本語スピーチ大会等の開催	○	2						
		●外国人おもてなし語学ボランティア講座の実施	○	3						
A	2.5		合計点	20			0			0
(3) サービスの質の確保		●介護保険事業所への指導検査の実施（4箇所）				介護サービス事業者への指導を実施するとともに、事業評価を推進します。	2			
		●サービス事業者に対する第三者評価受審促進のための受審費補助の実施								
		●ホームページを活用し、サービス事業者の第三者評価結果の公開								
		●ケアプラン点検実施に向けた研修の開催			○	【施策】自治会、小学校区等の小地域を単位として、個別支援のカンファレンスを行うチームを個別ケースごとに作ります。 【事業の取組み状況】ここでは、各ケースワーカーが行っている困難ケースの検討や個別課題の吸い上げ（ケースカンファレンス）の実施を目指した。	2			
		●事例提供により、主任介護支援専門員と協働作業によるケアプラン点検の実施及び面談の実施								
B	2.0		合計点	0			4			0
【注】 ①平成28年度末までの取組みのうち対象者別計画の上位計画としての取組みについては、対象者別計画の施策の中から該当する施策の進捗評価を記載した。なお、対象者別計画の施策にないものについては、「施策の記載なし」とし、進捗評価の対象から外した。 ②平成28年度末までの取組みのうち地域福祉計画独自の取組みについては、独自に進捗評価を行った。 ③施策の方向性ごとの進捗評価については、①及び②の施策ごとの進捗評価について、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とし、その合計点を施策の数で除した数が、2.5点以上3点以下はA、1.5点以上2.5点未満はB、0.5点以上1.5点未満はC、0点以上0.5点未満はDとした。 ④高齢者保健福祉計画及び第4期障害者計画の「施策と事業の取組み状況」の欄には、重点施策については、対象者別計画で事業ごとに平成28年度の取組み状況が記載されているため、「施策」とともに「事業の取組み状況」を記載し、一般施策については「施策」のみを記載した。 ⑤第4期障害者計画の重点施策以外は進捗評価をしないため、進捗評価の対象となる施策から外した。										

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 3 市民主体による福祉コミュニティづくり									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(1) 交流活動の活性化	●ブレーパークの遊びを通じて多世代間の交流の場となるよう運用充実を図ること及び地域連絡会の話し合いによる利用形態や時間等の拡大	○	2						
	●青少年会議の実施 (地域に根ざした活動を行っている粕江市青少年育成委員会と各学校と連携して平成31年度新設する児童館をはじめとした公共施設への要望等の発表)	○	3						
	●市民活動・生活情報誌「わっこ」で子育て情報を特集	○	3						
	●ワークライフバランスの啓発イベントの開催	○	2						
	●粕江市社会福祉協議会のボランティア会員によるひとり暮らし高齢者等の話し相手等の活動				高齢者を対象に、シルバー人材センターや社会福祉協議会による有償サービスで買い物、調理、掃除等の家事支援サービスを実施します。(再掲)	3			
	●小地域活動の実施(平成29年3月31日現在8団体)(粕江市社会福祉協議会。再掲)			○	【施策】宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。 【事業の取組み状況】継続した小地域活動への支援を行った。協定については新たな団体との締結のため、29年度に働きかけを強化する。(再掲)	2			
	●福祉委員会立ち上げ支援 1件(再掲)								
	●地区活動の実施(平成28年3月31日現在5地区)(シルバー人材センター。再掲)	○	2						
	●子ども議会の実施(隔年実施のためH28年度は未実施)								
B	2.4	合計点	12			5			0

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 3 市民主体による福祉コミュニティづくり									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(2) 地域福祉活動の推進	●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信				老人クラブ活動助成事業を継続するとともに、地域の高齢者の老人クラブへの参加・勧誘について支援します。	2			
					生涯学習サイトこまナビ電子版を活用し、情報を発信します。	2			
	●民生委員・児童委員への研修実施	○	2						
	●町会自治会連絡会、防災会、消防団等に避難行動要支援者制度の周知を行い、協定の締結をお願いしたが、今年度は協定の締結に至らなかった。(再掲)			○	【施策】市内の各支援組織に共通した避難行動要支援台帳の導入について調査・研究し、第7期実施を目指します。 【事業の取組み状況】狛江市避難行動要支援者支援検討委員会において検討し、狛江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの策定したが、新たな支援組織を増やすことはできなかった。(再掲)	2		避難行動要支援者登録制度の充実を図り、各支援組織との協定と模擬訓練を通じた在宅支援体制のあり方を検討する。	-
	●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定に基づく連携協力(再掲)								
	●(株)小平広告、調布市とながら見守り活動に関する協定の締結(再掲)	○	3						
	●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充(平成29年3月末時点で16団体。再掲)			○	【施策】宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。 【事業の取組み状況】継続した小地域活動への支援を行った。協定については新たな団体との締結のため、29年度に働きかけを強化する。(再掲)	2			
	●市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、リーガルサポートによる権利擁護勉強会準備会の開催	○	3						

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 3 市民主体による福祉コミュニティづくり										
施策の方向性		平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(2) 地域福祉活動の推進		●生活支援コーディネーターの配置により地域資源の集約（再掲）			○	【施策】ワンストップ総合相談等の効果的な実施に向けたコミュニティソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーター等、専門職の増員配置について調査・研究し、第7期実施を目指します。 【事業の取組み状況】他市の調査・研究のほか、各センターが抱える複合的な課題を抱えたケース等の後方支援等を担う機能強化型地域包括支援センターを設置し、総合相談の総合的な機能強化を図った。（再掲）	2			
		●生活支援体制整備事業開始（再掲）								
		●狛江市社会福祉協議会のボランティア会員によるひとり暮らし高齢者等の話し相手等の活動（再掲）					施策の記載なし	-		
		●小地域活動・笑顔サービスの実施（狛江市社会福祉協議会。再掲） ※平成29年3月31日現在：小地域活動8団体、笑顔サービス：利用会員247名、協力会員110名			○	【施策】宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。 【事業の取組み状況】継続した小地域活動への支援を行った。協定については新たな団体との締結のため、29年度に働きかけを強化する。	2			
		●福祉委員会立ち上げ支援 1件（再掲）								
		●地区活動の実施（平成29年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター）	○	2						
B	2.2		合計点	10			12			0
(3) ボランティア・市民活動の推進		●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信（再掲）				老人クラブ活動助成事業を継続するとともに、地域の高齢者の老人クラブへの参加・勧誘について支援します。	2			
						生涯学習サイトこまなび電子版を活用し、情報を発信します。	2			

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 3 市民主体による福祉コミュニティづくり										
施策の方向性		平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(3) ボランティア・市民活動の推進	●庁内へ市民活動支援センターの周知を行い、活用を促進	○	2							
	●市民活動支援センター開設	○	2							
	●総合事業における住民主体サービスの担い手としての元気高齢者の活用の検討	○	2							
	●総合事業 認定ヘルパー研修実施（3回）				施策の記載なし	-				
	●狛江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービスの実施 ※平成29 年3月31日時点 シルバー人材センター登録会員数512				高齢者を対象に、シルバー人材センターや社会福祉協議会による有償サービスで買い物、調理、掃除等の家事支援サービスを実施します。（再掲）	3				
	●狛江市社会福祉協議会や狛江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービスの実施（再掲）				施策の記載なし	-				
	●小地域活動・笑顔サービスの実施（狛江市社会福祉協議会。再掲） ※平成29年3月31日現在：小地域活動8団体、笑顔サービス：利用会員247名、協力会員110名			○	【施策】宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。 【事業の取組み状況】継続した小地域活動への支援を行った。協定については新たな団体との締結のため、29年度に働きかけを強化する。	2				
	●福祉委員会立ち上げ支援 1件（再掲）									
	●市民活動支援センターによるボランティア参加へのコーディネート、体験学習	○	2							
B	2.1		合計点	8			9			0

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 3 市民主体による福祉コミュニティづくり									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
【注】 ①平成28年度末までの取組みのうち対象者別計画の上位計画としての取組みについては、対象者別計画の施策の中から該当する施策の進捗評価を記載した。なお、対象者別計画の施策にないものについては、「施策の記載なし」とし、進捗評価の対象から外した。 ②平成28年度末までの取組みのうち地域福祉計画独自の取組みについては、独自に進捗評価を行った。 ③施策の方向性ごとの進捗評価については、①及び②の施策ごとの進捗評価について、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とし、その合計点を施策の数で除した数が、2.5点以上3点以下はA、1.5点以上2.5点未満はB、0.5点以上1.5点未満はC、0点以上0.5点未満はDとした。 ④高齢者保健福祉計画及び第4期障害者計画の「施策と事業の取組み状況」の欄には、重点施策については、対象者別計画で事業ごとに平成28年度の取組み状況が記載されているため、「施策」とともに「事業の取組み状況」を記載し、一般施策については「施策」のみを記載した。 ⑤第4期障害者計画の重点施策以外は進捗評価をしないため、進捗評価の対象となる施策から外した。									

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 4 誰もが暮らしやすいまちづくり									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(1) 福祉意識の醸成	●粕江市まちづくり条例と連携した粕江市福祉基本条例の周知							ユニバーサルデザインブロックの設置等市内施設や道路等の福祉のまちづくりを推進する。	-
	●避難行動要支援者制度のホームページにおける周知							市内事業所に対し、施設改修費の助成等の情報を提供する。	-
				○	【施策】市内の各支援組織に共通した避難行動要支援台帳の導入について調査・研究し、第7期実施を目指します。 【事業の取組み状況】粕江市避難行動要支援者支援検討委員会において検討し、粕江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの策定したが、新たな支援組織を増やすことはできなかった。(再掲)	2		避難行動要支援者登録制度の充実を図り、各支援組織との協定と模擬訓練を通じた在宅支援体制のあり方を検討する。	-
	●障がい者スポーツ教室の実施							パンフレット作成等障がいスポーツ実施団体や実施場所の周知と広報を進める。	-
	●障がい者スポーツについての広報・啓発活動の実施							東京パラリンピックに向けた障がい者スポーツの周知と広報を図る。	-
	●障がい者週間に合わせた講演会、イベント、パネル展示の実施						○	【施策】障がい者週間事業の充実 【事業の取組み状況】 ・12月5日から9日までの障がい者週間に市役所2階ロビーにて、作品展示会及び物品販売を実施した。 ・自閉症の写真家の写真展と映画会を実施した。(作品展示会 15団体 来場者数延べ503名、映画会 参加者数延べ76名(共催であるサポート粕江スタッフ含む。))	2

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 4 誰もが暮らしやすいまちづくり										
施策の方向性		平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(1) 福祉意識の醸成		●人権教育の充実を根底に、全小・中学校でhyper-QU（QUESTIONNAIRE UTILITIES）を実施	○	3						
		●全ての小中学校において「人権教育全体計画」に基づき、全教育活動で指導を実施	○	3						
		●小中学校の全教職員対象にインクルーシブ教育システム研修を実施	○	3						
		●オリンピック・パラリンピック教育重点校として指定された緑野小学校及び指定校として指定された全小学校（緑野小学校を除く。）で障がい者理解の促進事業を実施						施策の記載なし		-
		●中学校における特別支援教室の設置促進モデル事業の実施						都立特別支援学校との連携強化や、狛江市版の「就学支援計画」の作成を進めるなど、特別支援教育の充実を図る。		-
		●狛江市人権擁護委員会を中心とした小中学生への人権事業の実施	○	2						
		●テーマ別体験プログラム実施（全2回、延べ42人。市民活動支援センター実施）	○	2						
		●スタートアップ講座等（参加者数90人。市民活動支援センター実施）	○	2						
B	2.4		合計点	15			2			2
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり		●狛江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する「福祉環境整備基準」の指導						ユニバーサルデザインブロックの設置等市内施設や道路等の福祉のまちづくりを推進する。		-
		●「広報こまえ」やホームページを活用した「福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）」取得施設の周知						施策の記載なし		-
		●児童、生徒及び高齢者向けスクアードストレイトの開催	○	2						
		●カーブミラー等の交通安全施設設置による安全確保	○	2						
		●道路修繕計画に基づく計画的な道路整備の実施	○	2						

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 4 誰もが暮らしやすいまちづくり										
施策の方向性		平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	●道路上へ継続的なベンチ設置による外出支援	○	2							
	●「こまバス」の継続的な運行補助による移動支援	○	2							
	●駅周辺の放置自転車対策の推進による歩行空間確保	○	2							
	●ソフト面からのバリアフリー化の推進（ココシルこまえによる情報提供）							【施策】避難者自動認識システムを導入する。 【事業の取組み状況】 ・ココシルこまえバリアフリーナビを活用し、市内のバリアフリー情報等を提供した。 ・地域見守り活動支援対象者名簿の提供に関する協定の拡大に向け、町会・自治会、防災会及び消防団等への周知を行った。 ・災害の心得を作成した。	2	
	●「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業」として、共同住宅の共有部分及び不特定多数の人が利用する小規模な建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助を実施（50万円補助1件、10万円補助0件）							市内事業所に対し、施設改修費の助成等の情報を提供する。	-	
	●障害者差別解消法による「合理的配慮」への取組み（障害者差別解消法や障がいのある方への対応をまとめた冊子「みんなで一緒に暮らせるまちへ」のSPコード付のパンフレット550冊を支援者等へ配布）							障がい者に対する理解・普及啓発の促進のため、ホームページ、障がい者のしおり、福祉だよりパンフレットを作成する。	-	
B	2.0		合計点	12			0			2
(3) 防災・防犯体制の充実	●「狛江防災」増刷	○	2							
	●防災カレッジの実施	○	2							

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 4 誰もが暮らしやすいまちづくり									
施策の方向性	平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(3) 防災・防犯体制の充実	●避難行動要支援者登録者数3,935人 (参考：平成29年3月31日現在避難行動要支援者全体数8,335人。再掲)			○	【施策】市内の各支援組織に共通した避難行動要支援台帳の導入について調査・研究し、第7期実施を目指します。 【事業の取組み状況】狛江市避難行動要支援者支援検討委員会において検討し、狛江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの策定したが、新たな支援組織を増やすことはできなかった。(再掲)	2		避難行動要支援者登録制度の充実を図り、各支援組織との協定と模擬訓練を通じた在宅支援体制のあり方を検討する。	-
	●避難行動要支援者名簿の更新(新たな対象者へ勧奨通知の発送及び現在名簿登録している方に対し確認作業を実施し登録情報の更新を行うこと。再掲)								
	●避難行動要支援者名簿登録者の登録情報更新回数の検討(再掲)								
	●狛江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの策定(再掲)				災害時に重度の要介護高齢者等に対応できるように、複数の福祉施設に福祉対応避難所機能を確保します。	2		市内の福祉避難所の配置と機能の検討を進める。	-
	●総合防災訓練における福祉避難所の設置訓練の実施 (福祉避難スペースの設置(和泉小学校)、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者を福祉避難スペースへ避難、福祉避難所の設置(西河原公民館)、福祉避難スペースから福祉避難所へ障がい者へ移す)。(再掲)			○	【施策】災害時に備え、定期的に防災訓練等を実施します。 【事業の取組み状況】平成28年度狛江市総合防災訓練で市内一斉の避難所の設置運営訓練を実施した。12箇所で避難所運営協議会が設立され、各協議会で避難所レイアウト等の検討を行った。防災ガイド・女性防災とともに窓口配布を行い、アプリの配信も継続している。	3			
	●人工呼吸器使用者防災訓練の実施(多摩府中保健所と協働)(再掲)								
	●福祉避難所協定締結先の調整(再掲)				福祉避難所でケアに当たる人材を確保できるよう、東京都介護福祉士会等、専門職団体との協定を締結します。	0		市内の福祉避難所の配置と機能の検討を進める。	-

対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性 4 誰もが暮らしやすいまちづくり										
施策の方向性		平成28年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果	重点施策	施策と事業の取組み状況	進捗結果
(3) 防災・防犯体制の充実	●総合防災訓練における福祉避難所の設置訓練の実施 (福祉避難スペースの設置(和泉小学校)、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者を福祉避難スペースへ避難、福祉避難所の設置(西河原公民館)、福祉避難スペースから福祉避難所へ障がい者を移送。再掲)					【施策】災害時に備え、定期的に防災訓練等を実施します。 【事業の取組み状況】平成28年度狛江市総合防災訓練で市内一斉の避難所の設置運営訓練を実施した。12箇所で開催所運営協議会が設立され、各協議会で避難所レイアウト等の検討を行った。防災ガイド・女性防災とともに窓口配布を行い、アプリの配信も継続している。	3			
	●東京都災害福祉広域支援ネットワークを活用した東京都福祉保健局への広域支援(福祉専門職の応援)要請の検討		○	3						
	●青色パトロールの実施 (実施回数1,100回)		○	3						
	●株小平広告、調布市とながら見守り活動に関する協定の締結(再掲)		○	3						
	●特殊詐欺等被害防止対策についての高齢者宅戸別訪問実施 (実施率90%超)		○	2						
	●地域防災訓練への参加		○	2						
	●自主防災組織(狛江市防災会)への災害時の役割(安否確認、同行避難等)に関する意識付け		○	2						
B	2.2		合計点	19			10			0
【注】 ①平成28年度末までの取組みのうち対象者別計画の上位計画としての取組みについては、対象者別計画の施策の中から該当する施策の進捗評価を記載した。なお、対象者別計画の施策にないものについては、「施策の記載なし」とし、進捗評価の対象から外した。 ②平成28年度末までの取組みのうち地域福祉計画独自の取組みについては、独自に進捗評価を行った。 ③施策の方向性ごとの進捗評価については、①及び②の施策ごとの進捗評価について、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とし、その合計点を施策の数で除した数が、2.5点以上3点以下はA、1.5点以上2.5点未満はB、0.5点以上1.5点未満はC、0点以上0.5点未満はDとした。 ④高齢者保健福祉計画及び第4期障害者計画の「施策と事業の取組み状況」の欄には、重点施策については、対象者別計画で事業ごとに平成28年度の取組み状況が記載されているため、「施策」とともに「事業の取組み状況」を記載し、一般施策については「施策」のみを記載した。 ⑤第4期障害者計画の重点施策以外は進捗評価をしないため、進捗評価の対象となる施策から外した。										

第2章 平成29年度末までの取組予定シート

平成29年度末までの取組予定シート

計画期間は、平成24年度から平成28年度までですが、1年度延伸により、平成29年度までとしています。延伸に伴う平成29年度の取組については、福祉総合計画改定庁内検討委員会での審議を踏まえて、報告書案を踏まえた予算要求を行っております。また、次期計画で必要な取組については、次期計画案に反映させ、次期計画の策定作業を行います。

重点施策			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
施策の方向性：（１）災害時要援護者支援体制の整備			
●避難行動要支援者登録者数 3,728人（参考：平成28年2月 1日現在避難行動要支援者全体数 9,817人）	●避難行動要支援者登録者数 3,935人（参考：平成29年3月 31日現在避難行動要支援者全体 数8,335人）	●避難行動要支援者全体数に対す る避難行動要支援者登録者数の割 合の増加	●避難行動要支援者名簿登録対象 者への登録勧奨を定期的に行うこ と。 ●広報こまめ、市公式HP等によ り避難行動要支援者に対する避難 行動要支援者制度を周知するこ と。
-	●避難行動要支援者名簿の更新 （新たな対象者へ勧奨通知の発送 及び現在名簿登録している方に対 し確認作業を実施し登録情報の更 新を行うこと。）	継続	●更新された名簿の支援組織への 提供を現状の年1回から年2回以 上にできるよう検討すること。
-	●避難行動要支援者名簿登録者の 登録情報更新回数の検討	●避難行動要支援者名簿登録者の 登録情報更新を3年に1回から1 年に1回に変更し、避難行動要支 援者名簿登録者の登録情報を更新 （1回）	●避難行動要支援者名簿登録者の 登録情報を更新（1回）
●狛江消防署、調布警察署、社会 福祉法人3法人（社会福祉協議 会、狛江福祉会、正吉福祉会）、 民生委員・児童委員協議会、駒井 町会との狛江市地域見守り活動支 援に係る対象者名簿の提供に関す る協定締結	●町会・自治会、防災会、消防団 等への避難行動要支援者制度の周 知及び協定の締結の依頼	●町会・自治会（駒井町会以 外）、消防団等との協定の締結	●すべての町会・自治会と協定の 締結 ●福祉サービス事業者（居宅介護 支援事業者、指定一般相談支援事 業者及び指定特定相談支援事業者 並びに共同生活援助（グループ ホーム）事業者）及び安否確認者 （※21）との協定の締結
●東京都住宅供給公社との安否確 認にかかる緊急時対応についての 連携協力協定締結	●東京都住宅供給公社との安否確 認にかかる緊急時対応についての 連携協力協定に基づく連携協力	●避難行動要支援者避難支援連絡 協議会での情報共有 （年2回）	継続

平成29年度末までの取組予定シート

重点施策			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体）	●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充	継続	継続
●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）狛江郵便局と狛江市ながら見守り活動に関する協定の締結	●(株)小平広告、調布市とながら見守り活動に関する協定の締結		
●福祉避難所の運営を障がい者団体連絡協議会防災ネットと協議	●狛江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの策定	●協定締結事業者に対する重点見守りエリア情報の提供	
-	-	●狛江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの周知	
●総合防災訓練における福祉避難所の試験的实施（平成27年度初実施）	●総合防災訓練における福祉避難所の設置訓練の実施 （福祉避難スペースの設置（和泉小学校）、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者を福祉避難スペースへ避難、福祉避難所の設置（西河原公民館）、福祉避難スペースから福祉避難所へ障がい者を移送）	●プランに従った訓練の実施 ●訓練の課題をプランに反映	
-	●人工呼吸器使用者防災訓練の実施（多摩府中保健所と協働）	●総合防災訓練における福祉避難所の設置訓練の実施 （狛江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに従った訓練）	
●市内幼稚園三園・こまえ苑との福祉避難所協定締結	●新たな福祉避難所協定締結先の調整	継続	
●ヘルプカードの作成・普及（平成28年3月31日現在607人）	●ヘルプカードの作成・普及（平成29年3月31日現在581人）		
●視覚障がい者用ベスト、聴覚障がい者用ベストの作成・配布	●指定避難所への視覚障がい者及び聴覚障がい者用災害ベストの配布（指定避難所ごとに各10着） ●避難行動要支援者検討委員会での新たな障がい者用災害ベストの検討（年3回）		
-	●災害の心得の検討・作成	●新たな障がい者（視覚、聴覚障がい者以外）用災害ベストの作成及び配布	
-	●災害の心得の検討・作成	●災害の心得の配布	継続

平成29年度末までの取組予定シート

重点施策			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
-	●災害時移動支援器具（JINRIKI 2台（あいとぴあセンター、西河原公民館、エアーストレッチャー 1台（あいとぴあセンター）の設置	●災害時移動支援器具（JINRIKI 2台（中央公民館、野川地区センター））の設置	●災害時移動支援器具（JINRIKI 2台（すべての市内福祉避難所））の設置

※21 個別計画で定めた近隣に住んでいる家族や近所の方等要支援者に対して安否確認及び避難支援を行う者をいう。

施策の方向性：（2）情報提供・相談支援体制の充実			
2 サービス利用者の立場の尊重 （1）情報提供の充実			
●ホームページへの掲載、冊子及びパンフレットの作成 ●ココシルこまえによる情報提供 ●民生委員・児童委員による高齢者実態調査の実施 ●地域包括支援センター、社会福祉協議会、多摩南部成年後見センター等の関係機関との連携 ●町会・自治会への行政情報資料の提供 ●民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関等の相談窓口の周知 ●まなび講座の実施	継続	継続	継続
2 サービス利用者の立場の尊重 （2）相談体制の充実			
●コミュニケーションボードの作成・窓口への設置 ●アウトリーチ型相談支援の実施	継続	継続	継続 ●アウトリーチ型相談支援を充実させるため、機能強化型地域包括支援センターや身体障害者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行う基幹相談支援センターの設置を検討する。
●相談窓口のワンストップ化	●平成29年度の組織改正に伴う地域福祉課執務室の移動による窓口変更の対応	●次回組織改正に向けた相談窓口のワンストップのあり方の検討	継続

平成29年度末までの取組予定シート

重点施策			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
●医療と介護の多職種間の連携体制づくり	●医療と介護の連携研修会（多職種参加型研修）実施	継続	継続
	●多職種連携をサポートするためのICTシステムの導入の検討	●多職種連携をサポートするためのICTシステムの導入	●多職種連携をサポートするためのICTシステムの運用
	-	-	●地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営及び地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療、介護サービスに関する事項の相談の受付
●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究	●生活支援コーディネーターの配置による地域資源の集約	●生活支援コーディネーターを中心とした地域資源の集約と不足する資源の開発	●退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や利用者・患者又は家族の要望を踏まえた地域の医療機関・介護事業者相互の紹介
	●生活支援体制整備協議会の開催	-	
●障害者差別解消法の職員研修の実施及び対応要領の作成	●障害者差別解消法の職員研修の実施 （平成28年8月実施。参加者数：54名）	継続	継続

施策の方向性：（3）住まいの確保に向けた取組みの推進			
●シルバーピアの提供及び住宅改修の活用	継続	継続	継続
-	●空家等に関する実態調査の実施・利活用の推進に向けた検討	●狛江市空家等対策計画の策定	●狛江市空家等対策計画の実施
		●（仮称）狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例の制定	（仮称）狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例の施行

平成29年度末までの取組予定シート

重点施策			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
-	●居住支援協議会の設置に向けた検討	●居住支援協議会準備会を開催し、協議会設置に向けた検討（2回） ●居住支援協議会準備会の開催（1回）	- ●居住支援協議会準備会の開催（2回）
	●住まいの相談窓口の設置に向けた検討	●住まいの相談窓口の設置（2箇所月週1回2時間）	継続
●地域生活支援拠点機能の検討 ●地域生活支援拠点の設置に関する市民説明会の実施 ●地域生活支援拠点の設置に向けた国庫補助協議	●地域生活支援拠点の整備等の検討	継続	●地域生活支援拠点の整備
	●地域生活支援拠点へ移転する予定であった市内3箇所の福祉作業所を粕江駅前の保育園仮園舎に移転し、統合するため、市民説明会等を実施	●市内3箇所の福祉作業所を保育園仮園舎跡に移転し、暫定的に統合すること。	●暫定的に統合された福祉作業所での障がい福祉サービス（計画相談支援、生活介護、就労継続支援B型）の提供

平成29年度末までの取組予定シート

1 サービス利用者の立場の尊重			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
施策の方向性：（3）苦情解決、権利擁護の推進			
●介護保険法、障害者総合支援法に基づく成年後見制度利用支援事業の実施	継続	継続	●町内会・自治会、民生委員等の地域団体と連携し、後見人が必要な人の把握をすること。 ●成年後見人が必要な人の把握と、その人の親族等に制度の案内をすること。
●社会福祉協議会への委託による福祉サービス総合支援事業の実施 ●近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営			継続
-			-
-	-	●権利擁護に関する勉強会の実施（年6回）	●権利擁護に関する勉強会の実施（年4回）
-	-	-	●多摩南部成年後見センター運営構成市による地域連携ネットワーク、中核機関等の調整 ●（仮称）狛江市成年後見制度利用促進基本計画策定の検討
●多摩南部成年後見センターの専門性を活用した社会貢献型後見人の養成及び権利擁護に関する職員研修の実施	継続	継続	継続
-	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の施行に伴う狛江市個人情報保護条例の改正	●個人情報の保護に関する法律の一部改正後の個人情報保護制度の周知	
●介護保険苦情相談員の配置	継続	継続	
●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体。再掲）	●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充		

平成29年度末までの取組予定シート

2 自立支援のための福祉サービスの充実			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
施策の方向性：（１）ニーズに応じたサービスの提供			
●狛江市地域自立支援協議会部会（生活支援の課題を考える部会）の開催	●狛江市地域自立支援協議会部会（生活支援の課題を考える部会）の開催	継続	
●介護保険サービス事業者連絡会の開催（総合事業の実施のための事業者意見交換会を含む。）	●介護保険サービス事業者連絡会の開催（総合事業の実施のための事業者意見交換会を含む。）		
●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究（再掲）	●生活支援コーディネーターの配置による地域資源の集約	●生活支援コーディネーターを中心とした地域資源の集約と不足する資源の開発	継続
	●生活支援体制整備協議会の開催	継続	
●小規模多機能型居宅看護（１箇所）、認知症対応型共同生活介護（２箇所）、認知症対応型通所介護（１箇所）の整備	●定期巡回、随時対応型訪問介護看護（１箇所）、夜間対応型訪問介護（１箇所）の整備	-	
-	●特別養護老人ホーム（１箇所）の整備	-	
●地域生活支援拠点の機能の検討、市民説明会の開催（３回）、国庫補助協議の実施	●地域生活支援拠点へ移転する予定であった同一法人による、市内３箇所の福祉作業所の暫定的な狛江駅前の保育園仮園舎への移転・統合に向けた市民説明会を開催した。（２回、参加者35名）	●地域生活支援拠点の整備等の検討をする。 ●市内３箇所の福祉作業所を保育園仮園舎跡に移転し、暫定的に統合する。	●暫定的に統合した福祉作業所のサービスの充実
-	●総合事業の住民主体によるサービスでボランティアを増加させるための手法の検討	●市民活動支援センターのさらなる認知度向上のための周知に努める。 ●住民やボランティアにより実施されるサービスの担い手育成を丁	継続
-	●市の介護予防事業、地域の介護予防活動における担い手の育成	継続	

平成29年度末までの取組予定シート

2 自立支援のための福祉サービスの充実			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
-	●総合事業 認定ヘルパー研修実施（3回）	継続	継続
●狛江市社会福祉協議会や狛江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービス及び狛江市ファミリー・サポート・センターのサポート会員による育児に関する相互援助活動支援の実施 ※平成28年3月31日時点 笑顔サービス会員数108人 シルバー人材センター登録会員数511人 ファミリーサポート会員288人	●狛江市社会福祉協議会や狛江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービス及び狛江市ファミリー・サポート・センターのサポート会員による育児に関する相互援助活動支援の実施 ※平成29年3月31日時点 笑顔サービス利用会員247人、協力会員110人 シルバー人材センター登録会員数512人 ファミリーサポート会員240人		
●小地域活動の実施（平成28年3月31日現在8団体）（狛江市社会福祉協議会）	●小地域活動の実施（平成29年3月31日現在8団体）（狛江市社会福祉協議会）		
-	●福祉委員会立ち上げ支援 1件		
●地区活動の実施（平成28年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター）	●地区活動の実施（平成29年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター）		

施策の方向性：（2）支援が必要な人への対応			
●生活困窮者への自立相談支援事業（平成26年度モデル事業実施、平成27年度～本格実施）	●生活困窮者自立相談支援事業として新たに子どもの学習支援事業を実施	継続	●生活困窮者自立支援事業における家計相談支援事業（任意事業）を新たに実施することで、重層的なセーフティネットのさらなる強化を図ること。
●生活保護受給者を対象に市の就労支援相談員による支援とハローワークと連携した自立支援	継続		継続

平成29年度末までの取組予定シート

2 自立支援のための福祉サービスの充実			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
●母子・父子自立支援員による面接相談の実施 ●母子家庭等就業・自立支援事業の実施	継続	継続	継続
-	●巡回相談会の実施（ひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族が抱える問題の把握及び本人の状況に合わせた関係機関の紹介）	継続	●自立支援講習会等の実施（ひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族が抱える問題の把握及び本人の状況に合わせた関係機関の紹介）
-	-	●若者支援マップの検討	●若者支援マップの作成及び配布（マップを活用した自立に困難を抱える若者又はその家族への関係機関の情報提供の実施）
ゲートキーパー養成研修の実施（年2回）	継続	継続	継続
-	-	-	（仮称）狛江市自殺対策推進計画の策定
●狛江市国際交流協会による日本文化体験イベントや日本語スピーチ大会等の開催	継続	継続	継続

平成29年度末までの取組予定シート

2 自立支援のための福祉サービスの充実			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
●外国人おもてなし語学ボランティア講座の実施			●外国人市民のニーズの把握に努めるとともに、狛江市国際交流協会等を通じて情報の周知を図り、事業を実施

施策の方向性：（3）サービスの質の確保			
●介護保険事業所への指導検査の実施 （平成27年度は居宅介護支援事業所1箇所、通所介護事業所1箇所、地域密着型施設として、認知症対応型共同生活介護事業所1箇所の計3事業所に対して指導を実施）	●介護保険事業所への指導検査の実施（市内4箇所中1箇所）	継続	継続
●サービス事業者に対する第三者評価受審促進のための受審費補助の実施 ●ホームページを活用し、サービス事業者の第三者評価結果の公開	継続		●第三者評価受審にあたっての事業運営上のメリットの事業者へ周知及び受審に対するインセンティブについての調査・研究
●ケアプラン点検実施に関する研修会の参加	●ケアプラン点検実施に向けた研修の開催	●ケアプラン点検の試行実施	●ケアプラン点検の本格実施
-	●事例提供により、主任介護支援専門員と協働作業によるケアプラン点検の実施及び面談の実施	●事例提供により、主任介護支援専門員と協働作業によるケアプラン点検の実施及び面談の実施	継続

平成29年度末までの取組予定シート

3 市民主体による福祉コミュニティづくり			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
施策の方向性：（１）交流活動の活発化			
●常設プレーパークの運用開始	●プレーパークの遊びを通じて多世代間の交流の場となるよう運用充実を図ること及び地域連絡会の話し合いによる利用形態や時間等の拡大	継続	継続
●子ども議会の実施	-	●子ども議会の実施及び子ども議会の成果を周知するためDVDの作成及び配布	●子ども議会の実施
●市民活動・生活情報誌「わっこ」に育児休業の記事を掲載	●市民活動・生活情報誌「わっこ」で子育て情報を特集	●市民活動・生活情報誌「わっこ」で協働団体を特集	●引き続き多様な世代に訴求する紙面づくりを実施
●ワークライフバランスの啓発イベントの開催	継続	継続	継続
●狛江市社会福祉協議会のボランティア会員によるひとり暮らし高齢者等の話し相手等の活動			
●小地域活動の実施（平成28年3月31日現在8団体）（狛江市社会福祉協議会。再掲）			
-	●福祉委員会立ち上げ支援 1件（再掲）	継続	継続
●地区活動の実施（平成28年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター。再掲）	継続		
-	●青少年会議の実施（地域に根ざした活動を行っている狛江市青少年育成委員会と各学校と連携して平成31年度新設する児童館をはじめとした公共施設への要望等の発表）	-	●青少年会議の実施

平成29年度末までの取組予定シート

3 市民主体による福祉コミュニティづくり			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
-	-	-	●老人クラブ等の高齢者団体、保育園・幼稚園、ボランティア団体が定期的に交流を図れる場づくりの推進
-	-	-	●市民活動支援センターによる多世代間交流の仕組みづくりの推進
-	-	-	●若い世代が興味を持つ啓発事業の実施及び地域とのつながりの重要性の普及啓発
-	-	●子育てポータルサイトでのワークライフバランスの情報発信	継続

施策の方向性：（２）地域福祉活動の推進			
●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信 ●民生委員・児童委員への研修実施	継続	継続	継続
●狛江消防署、調布警察署、社会福祉法人3法人（社会福祉協議会、狛江福祉会、正吉福祉会）、民生委員・児童委員協議会、駒井町会との狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結（再掲）	●町会・自治会、防災会、消防団等への避難行動要支援者制度の周知及び協定の締結の依頼	●町会・自治会（駒井町会以外）、消防団等との協定の締結	●すべての町会・自治会と協定の締結 ●福祉サービス事業者（居宅介護支援事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに共同生活援助（グループホーム）事業者）及び安否確認者（※19）との協定の締結
●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定締結（再掲） ●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）狛江郵便局と狛江市ながら見守り活動に関する協定の締結（再掲）	●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定に基づく連携協力 ●（株）小平広告、調布市とながら見守り活動に関する協定の締結（再掲）	●避難行動要支援者避難支援連絡協議会での情報共有（再掲）（年2回） ●協定締結事業者に対する重点見守りエリア情報の提供（再掲）	継続

平成29年度末までの取組予定シート

3 市民主体による福祉コミュニティづくり			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体。再掲）	●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充（平成29年3月末時点で16団体。再掲）	継続	継続
●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究（再掲）	●生活支援コーディネーターの配置により地域資源の集約（再掲）	●生活支援コーディネーターを中心とした地域資源の集約と不足する資源の開発（再掲）	
-	●生活支援体制整備事業開始（再掲）	継続	
●小地域活動・笑顔サービス（狛江市社会福祉協議会）の実施（再掲）	●小地域活動・笑顔サービスの実施（狛江市社会福祉協議会。再掲） ※平成29年3月31日現在：小地域活動8団体、笑顔サービス：利用会員247名、協力会員110名	継続	
-	●福祉委員会立ち上げ支援 1件（再掲）		
-	-	-	●地域福祉活動の担い手増に向けた市民活動支援センター「こまえくぼ1234」、生活支援コーディネーター、コミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）及び社会福祉協議会との連携した取組みの促進
-	-	-	●市民活動支援センターにおけるマッチング機能の促進

施策の方向性：（3）ボランティア・市民活動の推進			
●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信（再掲）	継続	継続	継続
●平成28年度市民活動支援センターの開設に向けた準備	●市民活動支援センター開設	-	-

平成29年度末までの取組予定シート

3 市民主体による福祉コミュニティづくり			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
●狛江市社会福祉協議会や狛江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービスの実施	継続	継続	継続
●狛江市社会福祉協議会のボランティアセンターによるボランティア参加へのコーディネート、体験学習	●市民活動支援センターによるボランティア参加へのコーディネート、体験学習	継続	●ボランティア参加者増に向けた市民活動支援センター「こまえくぼ1234」、生活支援コーディネーター及び社会福祉協議会との連携した取組みの促進
-	●新しい総合事業 認定ヘルパー研修実施（3回）	●新しい総合事業 認定ヘルパー研修実施（5回）	継続

平成29年度末までの取組予定シート

4 誰もが暮らしやすいまちづくり			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
施策の方向性：（１）福祉意識の醸成			
●狛江市まちづくり条例と連携した狛江市福祉基本条例の周知 ●障がい者スポーツ教室の実施	継続	継続	継続
●障がい者週間に合わせた講演会、イベント、パネル展示の実施			●障がい者スポーツ教室等の実施 ●障がい者スポーツについての広報・啓発活動の実施
●人権教育の充実を根底に、全小・中学校でhyper-QU（QUESTIONNAIRE UTILITIES）を実施			継続
●狛江第一中学校から人権教育のモデルとなる教育活動を全市に発信		●道徳教育推進拠点校から道徳的価値及び人権教育モデルとなる教育活動を全市に発信	
-	●小中学校の全教職員対象にインクルーシブ教育システム研修を実施	継続	●インクルーシブ教育システム構築を目指した特別支援教育に関わる研修の実施
-	●オリンピック・パラリンピック教育重点校として指定された緑野小学校及び指定校として指定された全小学校（緑野小学校を除く。）で障害者理解の促進事業を実施	●オリンピック・パラリンピック教育の一環として、ボチャなどの障がい者スポーツの体験やパラリンピアン招聘等障がい者理解の促進事業を実施	継続
-	-	●総合的な学習の時間等において小中学校で体験的な活動を取り入れた福祉教育を実施	

平成29年度末までの取組予定シート

4 誰もが暮らしやすいまちづくり			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
●都特別支援教育第3次計画モデル地区の成果を生かし、平成28年度実施に向けた準備等	●中学校における特別支援教室の設置促進モデル事業の実施	継続	●市内2校の小学校及び市内1校の中学校で知的障がい固定学級を実施し、全校で特別支援教室を実施 ●市内1校の小学校で自閉症・情緒障がい固定学級の設置 ●中学校で自閉症・情緒障がい固定学級の再開又は新設について検討
●狛江市人権擁護委員会を中心とした小中学生への人権事業の実施	継続	継続	●狛江市人権擁護委員会を中心とした小中学生への人権事業など、幅広い世代が人権について考えるきっかけづくりの実施
●ボランティアのたねプログラム実施（全2回、延べ児童数147人。狛江市社会福祉協議会実施）	●テーマ別体験プログラム実施（全2回、延べ42人。市民活動支援センター実施）		継続
●体験ボランティア事業の実施（参加者数99人。狛江市社会福祉協議会実施）	●スタートアップ講座等（参加者数90人。市民活動支援センター実施）		

施策の方向性：（2）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり			
●狛江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する「福祉環境整備基準」の指導	継続	継続	継続
●「広報こまえ」やホームページを活用した「福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）」取得施設の周知			●市公式ホームページ、広報こまえ等により「福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）」及び「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業」を周知し、取得件数、申請者数を増加させること。
●児童、生徒及び高齢者向けスクエアストレイトの開催			継続

平成29年度末までの取組予定シート

4 誰もが暮らしやすいまちづくり			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
●カーブミラー等の交通安全施設設置による安全確保	継続	継続	●歩車道段差の改良や視覚障がい者誘導用ブロックの整備など歩行空間のバリアフリー化の促進
●道路修繕計画に基づく計画的な道路整備の実施			●横断歩道に接する箇所を切り下げ、車道との段差を解消する歩道の改良（ユニバーサルデザインブロック等の採用）を促進
●道路上へ継続的なベンチ設置による外出支援			●福祉施設や通学路、駅周辺などの横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に視覚障がい者用信号機、ゆとりシグナル等の整備及び見やすい標識等の設置や改良を警察署に要請
●「こまバス」の継続的な運行補助による移動支援			●都市計画道路（3・4・16）の整備に合わせた「こまバス」の路線見直し
●駅周辺の放置自転車対策の推進による歩行空間確保			●地元商店街等関係機関・団体の協力を得て、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開する等自転車利用のルールの確立及び交通マナーの向上のための啓発の実施
●ソフト面からのバリアフリー化の推進（ココシルこまえの開発提供）	●ソフト面からのバリアフリー化の推進（ココシルこまえによる情報提供）		●自転車指導員を配置するなど、声かけや注意喚起の実施 ●広報等による駐輪場の紹介及び放置自転車等の撤去を推進することによる駅前等の放置禁止区域の周知 ●関係者等による自転車駐輪場の整備促進や利便性の向上を図る。 ●有料駐輪場満車時の無料駐輪場の活用
			継続

平成29年度末までの取組予定シート

4 誰もが暮らしやすいまちづくり			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
●「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業」として、共同住宅の共有部分及び不特定多数の人が利用する小規模な建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助を実施	継続 (50万円補助1件、10万円補助0件)	継続 (50万円補助1件、10万円補助2件)	継続 (50万円補助2件、10万円補助2件)
-	●障害者差別解消法による「合理的配慮」への取組み（障害者差別解消法や障がいのある方への対応をまとめた冊子「みんなで一緒に暮らせるまちへ」のSPコード付のパンフレット550冊を支援者等へ配布）	継続	

施策の方向性：（3）防災・防犯体制の充実			
●「防災ガイド」及び「狛江防災」の発行	●「狛江防災」増刷	●「防災ガイド」の改訂・配布 ●「狛江防災」増刷	●「防災ガイド」及び「狛江防災」増刷
-	●災害の心得の検討・作成	●災害の心得の配布	継続
●防災カレッジの実施	継続	継続	
●避難行動要支援者登録者数 3,728人（参考：平成28年2月1日現在避難行動要支援者全体数9,817人。再掲）	●避難行動要支援者登録者数 3,935人（参考：平成29年3月31日現在避難行動要支援者全体数8,335人。再掲）	●避難行動要支援者全体数に対する避難行動要支援者登録者数の割合の増加（再掲）	●避難行動要支援者名簿登録対象者への登録勧奨を定期的に行うこと。（再掲） ●広報こまえ、市公式HP等により避難行動要支援者に対する避難行動要支援者制度を周知すること。（再掲）
-	●避難行動要支援者名簿の更新 （新たな対象者へ勧奨通知の発送及び現在名簿登録している方に対し確認作業を実施し登録情報の更新を行うこと。再掲）	継続	●更新された名簿の支援組織への提供を現状の年1回から年2回以上にできるよう検討すること。（再掲）

平成29年度末までの取組予定シート

4 誰もが暮らしやすいまちづくり			
平成27年度末までの取組み	平成28年度末までの取組み	平成29年度末までの取組み	次期計画で必要な取組み
-	●避難行動要支援者名簿登録者の登録情報更新回数の検討（再掲）	●避難行動要支援者名簿登録者の登録情報更新を3年に1回から1年に1回に変更し、避難行動要支援者名簿登録者の登録情報を更新（1回。再掲）	●避難行動要支援者名簿登録者の登録情報を更新（1回）
●市内幼稚園三園・こまえ苑との福祉避難所協定締結（再掲）	●福祉避難所協定締結先の調整（再掲）	継続	継続
●総合防災訓練における福祉避難所の試験的实施（平成27年度初実施。再掲）	●総合防災訓練における福祉避難所の設置訓練の実施（福祉避難スペースの設置（和泉小学校）、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者を福祉避難スペースへ避難、福祉避難所の設置（西河原公民館）、福祉避難スペースから福祉避難所へ障がい者を移送。再掲）	●総合防災訓練における福祉避難所の設置訓練の実施（狛江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに従った訓練。再掲）	
●青色パトロールの実施（実施回数926回）	継続 （実施回数1,100回）	継続	
●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）狛江郵便局と狛江市ながら見守り活動に関する協定の締結	●(株)小平広告、調布市とながら見守り活動に関する協定の締結（再掲）	●協定に基づくながら見守り活動（再掲）	
●特殊詐欺等被害防止対策についての高齢者宅戸別訪問実施（実施率90%超）	継続	継続	
●地域防災訓練への参加			

第3章 今後の取組み

第3章 今後の取組み

1 評価結果のまとめ

(1) 進捗結果

平成28年度実績についての評価結果をまとめると、下表のようになりました。

【全施策 進捗結果】

評価基準	評価内容	施策の方向性の数	
A	進捗している	2	13.3%
B	現状維持	13	86.7%
C	あまり進捗していない	0	0%
D	まったく進捗していない	0	0%
計		15	100%

【重点施策 進捗結果】

施策の体系・施策の方向性		評価
(1)	災害時要援護者支援体制の整備	B
(2)	情報提供・相談体制の充実	B
(3)	住まいの確保に向けた取り組みの推進	B

【施策の体系・施策の方向性別 進捗結果】

施策の体系・施策の方向性		評価
施策の体系1：サービス利用者の立場の尊重		
(1)	情報提供の充実	B
(2)	相談体制の充実	B
(3)	苦情解決、権利擁護の推進	B
施策の体系2：自立支援のための福祉サービスの充実		
(1)	ニーズに応じたサービスの提供	A
(2)	支援が必要な人への対応	A
(3)	サービスの質の確保	B
施策の体系3：市民主体による福祉コミュニティづくり		
(1)	交流活動の活発化	B
(2)	地域福祉活動の推進	B
(3)	ボランティア・市民活動の推進	B
施策の体系4：誰もが暮らしやすいまちづくり		
(1)	福祉意識の醸成	B
(2)	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	B
(3)	防災・防犯体制の充実	B

(2) 課題

【全施策 進捗結果】を見ると、「進捗している」が13.3%、「現状維持」が86.7%、「あまり進捗していない」及び「まったく進捗していない」が0%という結果になりました。

【重点施策 進捗結果】を見ると、すべて現状維持にとどまっているものの、対象者別計画上の取組内容対照表で現状維持の内容を分析してみると、「災害時要援護者支援体制の整備」は、概ね進捗していますが、「住まいの確保に向けた取り組みの推進」は、あまり進捗しておりません。残りの計画期間で確実に施策を推進していく必要があります。

【施策の体系・施策の方向性別 進捗結果】を見ると、「施策の体系2：自立支援のための福祉サービスの充実」については概ね進捗していますが、それ以外は「現状維持」にとどまっています。対象者別計画上の取組内容対照表で現状維持の内容を分析してみると、「施策の体系3：交流活動の活発化」「施策の体系4：福祉意識の醸成、防災・防犯体制の充実」については概ね進捗していますが、「施策の体系1：苦情解決、権利擁護の推進」については、あまり進捗しておりません。

2 取り組みの推進に向けて

平成27年度から本計画の下位計画である高齢者保健福祉計画及び第4期障害者計画の進捗管理を行うことに合わせて、進捗に関する評価を行いました。

本計画を今年度までに延伸することに伴い、あまり進捗していないものについては課題を明らかにしたうえで、今年度までの計画期間で確実に施策を推進していく必要があります。

本報告書に対する粕江市市民福祉推進委員会からの意見を踏まえ、各所管課で課題を共有するとともに、関係各課の連携が必要なものについては、次期計画策定のために課題を共有する粕江市福祉総合計画改定庁内検討委員会にて連携を推進していくこととします。また、進捗評価の手法についても、粕江市市民福祉推進委員会からの意見を踏まえ、調査研究をし、次期計画における進捗評価に反映させます。

刊行物番号H29-53

第3次あいとびあ Rainbowプラン

(狛江市地域福祉計画)

進捗管理

平成 28 年度報告書

平成 29 年 12 月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部地域福祉課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

電話 03-3430-1111 (代)

頒布価格 110 円

